



Title	ジャン・ボダンの生涯 (三)
Author(s)	清末, 尊大; KIYOSUE, Takao
Citation	北大法学論集, 28(1), 45-134
Issue Date	1977-07-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16232
Type	departmental bulletin paper
File Information	28(1)_p45-134.pdf



ジャン・ボダンの生涯 (三)

清 末 尊 大

《目次》

はしがき

一、形成期…一五二九、三〇年—一五九

《家族と出生地》——《カルメル会の修道士時代》——《アンジェ大学へ、あるいは王立教授団へ》——《ジュネーヴの

ジャン・ボダン》——《トゥルーズ時代》……（以上二五卷四号）

二、実践を求めて…一五五九年—一八四年

《パリ高等法院の弁護士時代とこの時代の著作、『方法論』『マレストロワ氏への反論』》——《政治生活への道》——

《政治生活から退いて『国家論』を書いた時期》……（以上二六卷三号）——《『国家論』、批判と反論》——《プロワの三

部会》——《『魔女論』》——《イギリスとネーデルラントへ》……（以上本号）

三、安らぎを求めて…一五八四年—一九六年

《ラテン語版の『国家論』と子供の教育。君侯の教育についての著作》——《リーグ支配の時代とこの時代の著作、『自

然の劇場』『パラドックス』『七賢人の対話』》——《『平和と死』》

文献目録……（二五卷四号）

一、ボダンの著作

二、ボダンの手紙

三、ボダン研究

ボダンは一五七六年八月、四〇代後半の円熟期に主著『国家論』を出版した。彼は七四年に政治生活を退いてからわずか二年たらずの間にこの著作を書き、まだ満足できないものであったが、パリ高等法院の弁護士時代からの友人、ユムロールの領主ニコラ・ド・リーヴルに促されて出版した。⁽¹⁾

『国家論』の最大の特徴は、そのもとになる一〇年前の『方法論』第六章「国家組織について」にはなかつた、宗教戦争に対する危機意識である。六六年の『方法論』では既に始まつていた宗教戦争にまつたく言及せず、七二年の改訂版で初めて言及するが、しかし宗教戦争に何ら危機意識をもっていない。むしろ宗教戦争は、それによってびくともしないフランスの伝統的な穏健君主政の卓越さと戦争のたびに和解王令を出して戦争を終結し、諸党派を寛容するヴァロワ家の血の偉大さの証拠であり、彼はフランスの伝統的な国政の安定について述べるために宗教戦争に言及していた。⁽²⁾『国家論』で初めて彼は宗教戦争に対する危機意識を表明し、内戦によるフランスの滅亡の危機を広く国民に訴えるためにフランス語でこの著作を書いた。

『王国、帝国、それにすべての国民の存続は神に次いで、立派な君主と賢明な統治者にかかっているのですから、彼らが自己の権力を維持したり、彼らの聖なる法律を執行したり、あるいは全体や特殊個々人の共通善を達成しようとする言葉や文字によって臣民を服従させるのに、国民個々人が手をかすのはまつたくもって当然なことです。このことはいつの時代でも、誰にとっても立派で良いことなのですが、今日ほどそのことが我々に必要となつてゐる時代はありません。というのはこうです。我々の国家という船が順風のとつてゐた間は誰も確固としてゆるぎない平安を享樂し、どんな快樂にも通じた者が考え出しうる限りの道化芝居や仮装舞踏会で遊ぶことしか考えませんでした。しかし、激しい嵐が我々の国家という船を激しく痛めつけ、船長自身と舵取りがたえざる勞苦に疲れてへとへとになつてしまつた以上、みんな一緒に同じ危険に直面しているのですから、乗客は手をかし、ある者は帆に、

ある者は綱に、ある者は錨に力をかし、力のない者は何か良い忠告をするか、風に命じて嵐を鎮めることができるお方に願ひ、祈らねばなりません。堅固な陸地においてわが王国が難破することを唯一の楽しみとして熱望し、わが王国の救済のために不断になされてきた最も貴重な成果が放棄されることによって既に以前から利益を得てきた敵の言うことに耳を傾けてはなりません。わが王国はかつてはドイツ全土、ハンガリー、スペイン、イタリア、それにライン川までのガリア全土をその法律のもとに治めていました。ところが今や狭くなり、この残っている狭い領土も自国民自身の餌食になってしまい、もし今あえて神聖な錨をおろさなければ——これは嵐が鎮まった後に、心から願ひ、熱望して望めば天から我々に示される救いの港に入るためです——、危険な岩の間で碎け、こなごなになってしまふ危険にさらされています。このことが、あまり準備していないにも拘わらず、私が国家論を書いた、それもラテン語の泉がほとんど涸れた——もし内戦による野蛮化が続けば、まったく涸れてしまふでしょう——のと、すべての自然のフランス人によく理解されるように民衆語で書いた理由です。私が語っているのは、わが王国が再び軍事と法律において花開き、かつての輝やかしい状態にもどるのをみたくたえず望み願っている者のことです。あるいは万物を奪ひ去って流れる自然の奔流に従うものの常として、美しさを失なわないような卓越した国家はまだまだかつてなかったし、これからもないでしょうから、少くとも可能な限り変革が穏和で自然なように、暴力的で血みどろにならないようにすべきです。』⁽³⁾

ここで彼が、カトリースのイタリア式宮廷の享楽のなかでロピタルの改革が放棄され、内戦によって滅亡の危機に瀕した現状と対比し、『《もどる》べき《かつての輝やかしい》時代と具体的にイメージしているのは、彼が少年時代を過ごしたフランソワ一世の治世の後半、『偉大な君主』フランソワ一世が売官制と財政的破産を回避して築いた学芸と国際政治における栄光の時代である。

《フランソワ一世の治世の終わり頃には、フランスは偉大で、豊かで、軍事と法律において花開いていた。当時フランソワ一世は気難かしくて近寄り難くなっており、誰も請願に行こうとはしなかった。身分、官職、特権は名誉ある功績によってしか与えられなかった。贈与は非常に制限されたので、彼が死んだときには一七〇万エキュと受け取るべき売買四分の一税が残り、同盟の諸侯とリヨン銀行に必ずしも返済の義務あるものではない少しばかりの借金を除いては、借金はなかった。そして世界のすべての君主と講和が結ばれ、国境はミラノの城門にまで広がり、王国は偉大な名将や世界で最も博識な学者でみちっていた。』⁽⁴⁾

そして、アンリ二世の治世とともに売官制と財政的破産に見舞われ（売官制はフランソワ一世が公然と制度化したもののだが、アンリ二世がそうしたと考えた）、学芸と国際政治における栄光を失って衰退し始め（5）《子供と女に治められた時代の禍》（6）によって滅亡の淵にまで衰退したフランスを内戦から救い、再びかつての栄光の時代にもどす担い手として新君主アンリ三世に期待した。

《もし神がフランスをかつての輝やかしい状態にもどすために、天からアンリ三世を遣わし給わなかったならば、フランスは戦争によって確実に滅んだらう。》（7）

それに、アンリ三世の王位を横取りしようとした王弟フランソワに仕えていた彼は、この著作によって、アンリ三世に忠誠を示し、政治生活を期待した。アンリ三世にお世辞を述べ（8）、この著作を国王顧問のギー・デュ・フォールに捧げた。当時、内戦に明け暮れたカトリックと幼王たちの《空位時代》に終わりを告げるべき新君主として、アンリ三世に大きな期待が寄せられていたが、ボダンも同じ雰囲気になかっていた。

宗教戦争に対する危機意識によって、『国家論』は『方法論』第六章を大幅に増補した普遍法体系の公法・政治理論を提示する目的だけでなく、危機の診断と治療法を提示する目的も強くおび、『方法論』とは非常に異なる公法・政治理論を展開することになる。七二年のカトリック、マキアヴェリが『君主論』を捧げたロレンツォ・デ・メディチの娘の術策によって、モナルコマキが王権をめぐる支配服従関係を問題にしていた状況で書かれたこの著作は、《互いに正反対のことを書き、正反対のやり方ではあるが、共同して国家の破滅を企てている二種類の人間》、マキアヴェリとモナルコマキを論敵に選んだ（9）。彼は『方法論』で高く評価していたマキアヴェリを、《国家の基盤を無信仰と不正の二つにおき》、《すべての学問の女王である国家学》を神法・自然法に違反したイタリア式暴君術に墮したと激しく批判し、マキアヴェリの教えに従う君主が宇宙の主権者たる神の報復によって滅びることを警告した（10）。

《かかること〔国家の基盤を無信仰と不正におくこと〕は王杖が悪い君主の手から奪い取られて立派な有徳の君主に与えられることだけでなく、ヘブライの賢人が述べているように、この世界全体で善が悪よりも強いことを欲する自然の聖なる法に不埒にも背くことです。何故なら、まったき知恵と正義の自然の偉大な神が天使に命令するのとまったく同様に、天使が人間に、人間が動物に、魂が肉体に、天が地に、理性が欲望に命令し、かくして命令する資格のより少ない者が服従するかわりに保護し、守ることのできる者から導かれるのですから。これに反して欲望が理性に服従せず、私人が従属的統治者に、従属的統治者が君主に、君主が神に服従しないならば、そのときには神がかかる侮辱に復讐し、永久法を執行しに介入し、王国や帝国を最も知恵と徳のある君主、(より正確に言えば)最も不正が少なく、国事や統治に通じた君主に与え、ときには勝者も敗者も驚かせて地球の反対側からつれてくることもあります。》

このカトリックの宮廷を中心に広まったマキアヴェリ批判という点ではモナルコマキと軌をいつにしたが、他方で彼はモナルコマキを《民衆の解放や自由という美名のもとに臣民を彼らの自然の君主に反乱させ、どんなにひどい暴君政よりもまだ悪い放縦なアナキーに扉を開いている》と激しく批判し、マキアヴェリよりも《より危険》だとして主要な論敵に選んだ。このマキアヴェリ批判、モナルコマキ批判に対応した側面で『国家論』は『方法論』から大きく変化する。

まず、宗教戦争に対する危機意識のなかで、『方法論』では分離・併存していた宇宙論と国家論が結合し、国家は神の支配する宇宙に従属した有機体(神の支配する宇宙——主権者の支配する国家——家父長の支配する家族という有機体の、階層秩序をなした対応)という存在的规定を大前提にしたものになった。⁽¹⁾この存在的国家観はもう一つの国家観、主権という支配従属関係をめぐる分析的國家観の根拠づけにもなり、『国家論』全体を貫いて根底をなすものである。国家は、神が通常は自然(天体)を使って間接的に、例外的に天使と悪魔を使って直接支配する宇宙の階層秩序に対応して、自己維持にとどまらず、神法・自然法にかなった《正しい統治》を目的とする(国家目的の段階的(二重性))。国家は新旧両派

同様神の支配する宇宙に従属した有機体であり、宗教を基盤とし、宗教の維持を目的とし、宗派とは分離しえても、宗教そのものとは決して分離しえない。ここに宗教的寛容論は、宗教戦争によって危機に瀕した《国家の救済》のための二つの宗派の共存の主張にとどまらず、《一つの信仰》と両立しうるものでもなければならぬ。宗教の内面化から宗教を個人の内面の問題として良心の強制に反対し、内面的な真の宗教と外面的な便宜の宗教の峻別と両立が可能となり、またキリスト教と異教の区別もなくなり、一つの便宜的宗教のもとに普遍的な宗教的寛容が帰結する。国家は神が天使と悪魔を使って支配する宇宙と対応して、善人に対する報酬と悪人に対する刑罰を基盤とし、ここからこの基盤を破壊する売官制にアンリ二世以後のフランスの衰退・混乱の主要原因を見、売官制を改革して君主と臣民の信頼関係を回復することを三部会の主要な課題とした。国家は暴力によってあれ合意によってあれ、主権が生じた時点で歴史的に生成し（ボタンは契約理論であれ、条件付き、無条件の譲渡理論であれ、理論的な国家・主権成立論をもっていない）、自由意志をもった人間によってだけでなく、神の介入や自然（数、音楽、天体）の作用によって変化や変革をこうむる。法律、宗教、売官制、財政・貨幣制度などの改革、つまり《人間の本性の墮落によって時の経過とともに変化をこうむった国事と宗教のあり方を、その最初の源泉と起源にもどす》試みはすべて、神が自然に与えた秩序に従って急激ではなく漸次的に、極端ではなく調和的になされねばならない（ユミニストの保守主義）。

この国家観は主権論においては、一方で主権者を宇宙の支配者たる神の意志である神法・自然法、自然法に基づく双務契約や私有財産、そして有機体自体を支える王国基本法（サリカ法による王位継承と王領の譲渡禁止）に拘束させる。ここに暴君の概念が不可避となり、彼は最も確実な神の報復を期待するだけでなく、モナルコマキ同様服従関係にない外国の君主や神に召命された者に能動的抵抗権を認め、臣民には受動的抵抗権を認めた。受動的抵抗権とはいえ、三部会に保障される課税同意権と王領の譲渡禁止は破産した王権に対する強力な抵抗の抛り所であった。他方でこの

国家観は主権論に神の支配を写した(王権) 神授説を援用させ、《神の写し》《神の代理人》《生ける法》たる主権者の意志である法律の《臣民の同意なしの》一方的改廃権を根拠づけ、支配服従関係を神と被造物、家父長と妻子の關係のように一方的關係にし、武力抵抗権を排除する。そして結論として、最善政体は宇宙や家族と対応して、一人の主権者の君主政、それも選挙王政と女性支配を除いた男系・世襲君主政であり、統治形態としては神法・自然法、王国基本法にかなった《国王・正当君主政》であり、また平等の交換的・算術的正義(民主政的統治)と不平等の配分的・幾何学的正義(貴族政的統治)という両極端を和合した調和的正義に基づく君主政である。ここには、彼の政治理論が本来的に君主政の理論であることが如実に示されている。

それに、分析的國家観をなす主権論は、政治的安定を前提にした『方法論』から大きく変化する。『方法論』ではローマ法の公法・政治理論の伝統に立つて考察し、支配者と従属的統治者(君主と上級官職保有者、領主)を分断し、支配者に固有な《最高の公権力 *summum imperium*》を確立する不可譲の最高主権論を展開していた。これによって中世の多元的権力構造を克服して君主と臣民の一元的権力構造を根拠づけ、この本来的に君主政の主権論を三政体に一般理論化していた。しかし君主政体を最善政体とするために、混合政体¹¹最善政体論を論破するという主要目的には、政体と統治形態を区別したが、主権をなす権力は従属的統治者の任免権初め様々な大権の寄せ集めであってその不可分の根拠がなく、必ずしも成功していなかった。そして君主の最高権力を神法・自然法、王国基本法だけでなく、即位の宣誓(遵守を約束した法律)にも拘束し、慣習の改廃には三部会の同意を必要としていた。無拘束の君主、とくにカノン法学者や法皇論者が主張するような法意志説に基づく立法権をもつ君主は、法律や臣民の財産を私物化する専制君主や暴君という《怪物》になるからである。標語的には、《君主の権力は減ずれば減ずる程……正しいものになり、将来的に安定したものになる。》このように、彼はセーセルやシャスヌ、グラセイユ以来主流の穩健君主政論を展開

し、フランスの国政が伝統的にこうした穩健君主政で、それ故に安定し、宗教戦争によってびくともしないと考へていた。

それに対して『国家論』では、『方法論』で激しく批判していたカノン法学者や法皇論者の法意志説に基づいて、不可分の立法主権論に立場を変えた。主権者の意志が法律なら、主権者は当然《絶対的》¹¹《法律の拘束をうけず legibus solutus》、法律、それに慣習を《臣民の同意なしに》一方的に改廃する権力をもつ。主権を構成する権力は何よりも《状況にに応じて》改革してゆく立法権であり、むしろ立法権だけであり、その他の権力は立法権から派生する権力となる。こうしてカノン法学者や法皇論者が、法皇の君主統制力の衰退と反比例して、一三世紀末以来体系化していた法皇¹²君主政の主権論、《権力の完全 plenitudo potestatis》論を世俗国家に適用し、法意志説に基づく不可分の立法主権論を確立した。そしてこの新しい主権論によってモナルコマキの制限君主政論と対決し、『方法論』の穩健君主政論から三部会や高等法院、法律や慣習にいつさい拘束されない絶対君主政論に立場を変えた。(1)『方法論』で慣習の改廃にその同意を必要とし、モナルコマキが人民¹³王国主権を行使する最高機関とした三部会について意見を変えた。もはやその同意は必要でない。三部会は君主との関係では請願や諮問の機関にすぎない(君主の召集なしには開けないことは明らか)。また穩健君主政論に不可避で、デュ・アイヤンの混合政体論から称賛された君主主権の三部会や高等法院への分割も、主権の不可分からしてありえない。(2)『方法論』で君主が拘束されるとし、モナルコマキが君主と人民の契約とした即位の宣誓について意見を変えた。まず法律と自然法に基づく契約を峻別し、君主の法律無拘束を守った。問題は既存の法律の遵守の宣誓だが、君主がこうした主権を放棄する宣誓をした例はない(即位の宣誓は神に対する正しい統治の約束)。(3)かくして、三部会であれ從属的統治者であれ、臣民は君主の主権を制限する権力をいつさいもつておらず、君主がいかに暴君であろうと《暴君も主権者》であり、臣民には能動的抵抗権は認められない。このよう

に、彼の主権論は何よりもモナルコマキを論駁するための理論であった。

『国家論』はこうした権力論（ここから権力構造論、政体論）とその目的論（ここから主権制限論、統治論、正当化論）の關係に立つ分析的國家觀と存在的國家觀の二重の國家觀、それに國家有機体の自己維持をアナキーに対する支配服従關係の維持と區別できずにしばしば二重の國家觀、モナルコマキ批判とマキアヴェリ批判と等置される、自己維持と『正しい統治』の二重の國家目的からなり、その調整の試みである。二重の國家觀、國家目的は主権論、宗教的寛容論から三部会の位置づけ（単なる請願や諮問の機関と課税同意權をもち、有機体を支える不可欠の機関）、君主の資質（『賢明な君主』と『立派で正しい君主』）、法律の拘束力（主権者の意志と『正しい命令』等々にいたるまで『国家論』全体を貫き、その調整に必ずしも成功していない。ボダンは外面的な秩序、平和、安全だけを目的とする立法主権論を確立し、マキアヴェリとホッブズを学説史的、理念史的につなぐポリチーク最大の理論家だとされているが、こうした見方は極端で、時代錯誤である（ボダンだけでなく、ロピタル以来のポリチークの理解としてもそうである）。例えば彼の政治思想で最も影響を及ぼした主権論では、ホッブズ、オースチンにつながる立法主権論を確立したとされているが、彼の法意志説に基づく立法主権論は不完全で、彼がその主権論を世俗國家に適用したカノン法学者や法皇論者、そして後のホッブズやオースチンのように法律の拘束力を主権者の意志だけから引き出せていない。神の支配する宇宙に從属した有機体という國家觀から、カノン法学者や法皇論者同様、ホッブズやオースチンのように法律の拘束力をその内容とは無關係に主権者の意志という源泉だけで論ずることはできなかった。またカノン法学者や法皇論者とは異なつて、主権者の意志する法律は常に正しいともできなかった。カノン法学者や法皇論者においては、神法・自然法は『キリストの代理人』たる法皇に肉体化されており（『生ける法』）、従つて法皇の意志は不可謬であり（『理性の意志』）、法皇が意志する法律は法皇が意志するが故に正しいものであった。ボダンは（王權）神授説を支配服従關係にも援用し、主権者を

《神の写し》《神の代理人》《生ける法》としたが、それは支配服従関係を神と被造物、家父長と妻子の關係のように一方的な關係にするものであって、主権者を墮落しやすい被造物から神のように不可謬な存在に栄化するものではなかった。法律が拘束力をもつのは、主権者がそれを意志するだけで不十分で、《正しく、生きた理性に基づいて》意志した《正しい命令》でもなければならず、その正しさの保障がセットされていない以上、必然的に神法・自然法、双務契約や私有財産、王国基本法による拘束が登場する。神法・自然法による拘束は倫理規範などでは決してなく、それに違反する主権者に対しては神が報復する最も確実で最も現実的な法律であり、三部会の課税同意権と王領の讓渡禁止は破産した王権に対する強力な抵抗の拠り所であり、彼自身プロワの三部会、魔女論、リーグ支配の時代とそう行動することになる。彼はこの二重性を、主権者の神法・自然法、王国基本法に対する服従義務と臣民の主権者の意志に対する服従義務に分断して調整しようとしたが、武力抵抗権を排除するだけで、理論的には必ずしも成功していない。むしろこれが彼自身の望む所で、法意志説に基づく立法主権論はモナルコマキを論駁するための状況的理論であった。

このようにボダンの主権論は何よりもモナルコマキを論駁するための理論であったが、二重性をおびていた。ここにそれはピエール・グレゴワール以来のシャロン、セルヴァン、ペロワといったポリチークの理論家、アルニザエウスやバークリによって反モナルコマキ、反リーグの側面を強調され、より王権神授説、家父長的支配権、国家理性論化した君主主権論に影響を与えるだけでなく、他方でモナルコマキの理論と結合されて影響を与える。リーグによって武力抵抗権の正当化に用いられ、アルトジウスの人民主権論、つまり社会契約によって成立した国家において、国家Ⅱ人民の主権（《国家の主権》）を条件付き統治契約によって支配者（《支配者の主権》）に移譲する人民主権論、グロティウスの君主主権論、つまり社会契約によって成立した国家において、国家Ⅱ人民の主権（主権の《共同主体》）を無条件の統治契約によって支配者（主権の《特殊主体》）に移譲する君主主権論、それに人民主権論と君主主権論のバランス

をめざす、リムナエウスやベソルドの国家人民の《物的主権》と支配者の《人的主権》の二重主権論に影響を与える。そして、こうした大陸の思想家を通じて、近代政治哲学を確立する内戦時代のイギリス政治思想に影響を与えることになる。

『国家論』が出版されると、非常な称賛とともに多くの批判がでた。ボダンが当時一般的な人間不信から語る所によれば、《この著作はフランスのみならず外国でも評価された》が、《ある者は説教で、ある者は言葉や著作で名声を得るために、あるいは彼〔ボダン〕の名声を失なわせるために、または人間の正しい判断力をなくさせる嫉妬にかられて彼に多くの非難を加えた》⁽¹²⁾ ユグノーとリーグからの批判、ジャン・ド・ラ・セールなる者の激越な批判、そしてキュジャスの法学方法論をめぐる批判、四つの帝国批判に対するドイツからの反論、宇宙論と国家論の関連づけに対する自然哲学者からの異議である。これらの批判に対して、ボダンは『国家論』の改訂第三版に序文として付けた七年から七八年一〇月三日付けのギー・デェ・フォール宛ての手紙、それに八一年に彼の友人ルネ・ヘルパンの偽名で出版した著作『ルネ・ヘルパンによるジャン・ボダンの国家論の弁護』で反論した。この批判と反論は、現代人よりはるかに感情の起伏が激しい一六世紀人のもとでは、論争がしばしば博学と個人攻撃でわたりあう術学的・中傷的論争に堕したこともあって、理論的にはあまり意味のあるものではないが、禁欲修道士ボダンが皮肉屋、風刺家、激情家の側面を示した唯一の機会である。

(一七七七年のジュネーヴ版の『国家論』で、出版者クロード・ジュジュは批判の序文《読者への忠告》を付けた。⁽¹³⁾一つにはジュネーヴの制度、ベルンとの関係、長老会の破門権についての事実認識が誤まっているという批判であり、もう一つにはモナルコマキの武力抵抗権論批判に対する反論である。ジュネーヴからの批判に対するボダンの反

論は、海賊商売を激しく攻撃する出版者デュ・プユイ（《出版者ジャック・デュ・プユイの読者へのあいさつ》）とは対照的に、受け身である。⁽¹⁴⁾ ボダンはスイスやジュネーヴに関する知識をバーゼルのミュティウスやテューリッヒのシュトンフの歴史書、フランスのスイス駐在大使のオルベの修道院長ニコラ・ド・ラ・クロワヤリモージュの司教セバステアン・ド・ローベスパン所有の外交文書から得⁽¹⁵⁾、その知識はすぐれていた。既に『方法論』から、彼は当時一つの国家と考えられていたスイスを、諸都市が主権を同盟の將軍と同盟會議に移譲して一つの国家を形成したアカイア同盟などととは逆に、一三の州と都市が主権を行使する諸国家の同盟とみなし、ヨシアス・シムラーの著名な『スイス国家論』（一五七六年）に影響を与えていた。⁽¹⁶⁾ ジュネーヴから指摘された事実認識の誤まりも些細な点にすぎなかったが、彼は改訂第三版でシムラーを使って訂正し、彼の方が詳しくかつたディダト事件やベルンとの関係については外交文書を明示した。⁽¹⁷⁾ 彼はまだジュネーヴの監察官制度や政治制度を称賛し続けていた。⁽¹⁸⁾ ただ大きな誤まりとして、興味あることに、ジュネーヴの市民とブルジョワを取り違えており、これは後に《ジュネーヴの市民》ルソーによって繰り返されて有名になった（『社会契約論』一・6：《ボダンはわがジュネーヴ〔誤訳されているフランスではない〕の市民とブルジョワについて述べようとした際に、両者を取り違えてとんでもない大失策をおかした》）。ボダンは、統治や裁判に参加しうる者を市民とし、その集まりを国家とするアリストテレスの定義を批判し、それは主権を基盤とする国家と市民共同体（*cité civique = societas civilis*）を混同したものであり、その市民観は民主政にしか妥当せず、その他の政体では内乱を引き起すものだと批判した。そして市民を《他人の主権に服する自由な臣民》と定義し、自由人だがあくまでも主権者に服従する臣民であって、外国人や奴隸、女・子供を含まない家父長だとした。それに対して都市国家や自由都市の市民を市民のなかで都市に住み、都市の統治に参加しうる市民、つまりブルジョワ（都市市民 *civis urbanus*）だとした。⁽¹⁹⁾ こうしてアリストテレス以来の都市国家、自由都市の市民、国家観をヨーロッパ君主国の主権論によって転換し、新しい市

民、ブルジョワ観を形成したボダンは、それをそのままジュネーヴに適用して両者を取り違え、ジュネーヴからの批判を受けることになった。

武力抵抗権の問題についても、彼の反論は受け身である。宮廷のマキアヴェリストが君主に無限定の権力を主張し、君主の財政と特権を恣意的に拡大しようとしていた状況で、彼は君主の主権を神法・自然法、契約、課税への同意、王国基本法に拘束したことを力説した。そして実際に政治生活のなかでもそう実践し、《著作と公的活動で首尾一貫していること》の証拠として、彼はプロワの三部会における活動を自慢してあげた。第三身分の穩健派カトリックを指導して王とリーグ、王と聖職者・貴族身分に真つ向うから対決し、内戦の再開、少数の代議員の国王顧問会議への参加、王領の譲渡や増税といった《国民の幸福》に反した提案をことごとくつぶしたことを力説した。かくして、《私が国家の善良な市民たるにもとって、一人の支配者に非常に譲歩したとみなす者がいることに驚いています。》

しかし決定的な点では、彼はジュネーヴからの批判に一步も譲らなかつた。モナルコマキの武力抵抗権と選挙王政の主張は《国家に火をつける松明》であり、《わが王国のみならずあらゆる国家の基盤を掘り崩します。》そして『国家論』の主張を繰り返して、武力抵抗権を否定した。《どんな理由があるにせよ、いかに暴君であろうと、自分の君主に対して暴力を用いるのは良き人間や善色な市民に反したことであり、その報復は最終的に不死の神や他国の君主にまかすべきです。》この主張はカルヴァンやルターによつても支持されており、カルヴァンもルターも武力抵抗権を主張したとするジュネーヴからの批判に対しては、ボダンは証拠の箇所を明示した。

(二)リーグの聖職者たちは《ボダンの国家論を公然と説教で大声に非難した》⁽²⁰⁾彼らの攻撃は、君主は最高の判定者の立場を堅持して決して臣民間の党派に加わつてはならないし、また臣民間の宗派を承認して決して暴力を用いてはならないというボダンの宗教的寛容政策に対してであり、それに彼らが導入していたモナルコマキの選挙王政論に対

するボダンの批判に對してである。つまり彼らの考えでは、ボダンは王がリーグに加わったり支持したりしないように助言する者であり、また二つの宗教を主張する者であり、それに忌まわしい王弟の和議を結んだ《のらくら王》アンリ三世や《ユグノー》の王位継承者王弟フランソワの弁護者なのである。こうしたリーグの攻撃に對しては、ボダンは一步も譲らない。彼は『国家論』の主張を繰り返して、《ボダンの議論全体の目的は臣民が從属的統治者に従い、從属的統治者が主権君主に従い、君主が神法・自然法に従うようにということであり》、リーグの《激情》は不可避的に國家と君主政を滅ぼすと反論した。

(三)ジャン・ド・ラ・セールなる熱狂的な王権論者は、『ボダンの国家論に含まれている有害な議論についての王への建言』（パリ、一五七九年）を出版し、ボダンを反逆者で異端者だと激しく告発した。ボダンは君主、それも他國の君主よりも卓越したフランスの君主が臣民の同意なしに課税する権限をもつことを否定し、『反乱を挑発する議論』を展開している。ボダンが劍を手に城にこもって抵抗した者の例をあげているのは《王の都市を横領している彼の仲間「ユグノー」を勇気づけるためであり》、暴君に對する近隣の君主の介入を認めているのは《わが王国に外國人を連れてきた彼の仲間の主要な議論であり》、誓約違反は無神論よりも忌まわしいと述べているのは《覆われた言葉によってサン・バルテルミの原因を非難し》ているのであり、強盜は輕蔑されなかつたなどと述べているのはユグノーの殘虐性を弁護しているのである。こうしてラ・セールはボダンを世俗と教會の裁判に告発した。この《中傷家》の《極端な無知と中傷にみち、まったく規則や理性の欠けた誹謗文書》に對しては、『正常な判断力をもつた人間』は答える必要はないとして、ボダンは廷臣、おそらくギー・デュ・フォールから聞いた話で答えた。それによれば、ラ・セールともう一人の《中傷家》がアンリ三世に『国家論』を発禁処分にするよう訴えたのに對し、アンリ三世は文書官を通じて文書で提出するよう命じた。ところがラ・セールが命令に反して本で出版し、アンリ三世に期待とお世辭

を述べた『国家論』に《あまりにもひどい中傷》を加えたので、アンリ三世は怒ってラ・セールを投獄し、その本を発禁処分にした。

四 キュジャスは七六年にブルジュ大学でボダン、それに広くレジストを批判した公開講義を行った。ストラスブルク、ヴァランス、トリノなどで二〇年に及ぶ亡命生活を送ったキュジャスは七六年に、ヨーロッパ随一のユマニスム法学者という名声に包まれてブルジュに戻ってきた。彼は相変わらず過激派カトリックからユグノーと攻撃されたが、ユグノーから《カトリックへの再改宗者キュジャス》と攻撃されていたように、すでにサン・バルテルミ以前にスイス改革派、そして穏健派カトリックに戻っていた。ブルジュに戻ると、キュジャスは、トゥルーズの後輩ボダンが『方法論』以来彼を《文法学者》と批判し、『国家論』でローマの法・制度についての彼の幾つかの解釈の誤りを指摘し、そしてその蔑称がレジストの間に広まっていることを弟子たちに知らされ、法学者がそうあるべき《文法学者たりえないこと(22)の彼らの嫉妬》を侮蔑した。(23) それに対して、ボダンはフランスの知的生活、政治・社会生活全般に対するレジストの決定的な寄与について述べ、キュジャスを再び法・政治の実際を知らず、《生徒のように単語や些細な事に対して吟味を始める者》と批判し、そして誤まりを訂正しないキュジャスの頑迷さを皮肉った。(24) それに対してキュジャスは再びボダンを批判し、そして不当に法学者を名乗る《悪しきアンジェ人》、《服を着た秃鷹》、《破廉恥漢》と激しく個人攻撃を加えた(『観察と訂正』パリ、一五五六一一五九八、一八一38)。こうして、ボダンとキュジャスの法学方法論をめぐる論争は結局、博學と皮肉で激しく侮蔑し合う一六世紀の術学的・中傷的論争に墮した。

(五) ザクセンのアンドレ・フランクベルガーは、ザクセン選帝侯アウグストに捧げた著作『予言の書の偉大と卓越』(出版地なし、一五七九年)で、《その著名な名前によって多くの国家と国民の耳と魂をとらえたフランスのアンジェ人ジャン・ボダン》の四つの世界帝国批判に反論した。このボダン批判はドイツでは一般的で、七六年にランゲの友人

の法学者ヨハン・ヴォルフがそれまでの歴史の手法に関する著作集(文献目録1-4.3, 4.4)で、ボダンを《最高の著者》
 だとして『方法論』を最初に収めながらも、四つの世界帝国批判を軽率だと批判して以来、同じように扱われた。例え
 ばマティアス・ドレッツサー(『四つの帝国論。古代ユダヤ人の誤まり、そして今日ジャン・ボダンによつて繰り返された誤まりの批
 判』一五八二年)、ライナー・ライネック(『聖史及び世俗史の教授と研究の方法』一五八三年)、そして一七世紀最大の歴史の
 方法論者バルトロマウス・ケッカーマン(『歴史の性格と独自性』一六二〇年)などにおいて。この反論に対しては、ボダン
 は懇切丁寧に自分の所論を繰り返して説明した。彼はもはやこの問題については自信と余裕にあふれ、軽く諷刺して
 こうも述べている。《ダニエルの幻像がアメリカを指しているとは決して解されないとまったく同様に、ダニエルの
 時代以後に栄えたヨーロッパやアフリカの王国について語っているとは決して解されないことは見易い道理である。》

(ウ)エストランの領主ピエール・ド・ロスタルは『靈魂と道德的徳の本質を詳細に扱った(一九篇の)哲学的論稿』
 (パリ、一五七九年)の第一五篇正義論で、『国家論』六卷六章の正義論に異議を申し立てた。彼はボダンを称賛し、
 その影響を強く受けながらも、ボダンの三つの正義(調和的、配分的・幾何学的、交換的・算術的正義)と三つの統治形態
 (君主政的、貴族政的、民主政的統治)の関連づけに納得できず、異議を差しはさんだ。この若者の異議に対しては、ボダン
 は年上の教師としてふるまい、懇切丁寧に自分の所論を説明し、その若者の博学さをほめながらも、『法律、数学、政
 治学の知識を十分にもたねばならない』とさとした。⁽²⁶⁾

(エ)トゥルーズの医者オジェ・フェリエは『国家論第四卷に関するジャン・ボダン氏への忠告』(トゥルーズ、一五八
 〇年)で、人間界への神の介入、自然(数、音楽、天体)の作用を扱った『国家論』四卷二章に異議を唱え、そして『国
 家論』の知識をボダんに授けたのは自分だと自慢した。彼はボダンの知識と精神のすばらしさを繰り返して称賛し、た
 だ『友情から』トゥルーズ時代の友人の誤まりを指摘しようとしただけであり、そのついでに自慢話をしただけであ

った。ところがボダンはこのことに激昂し、『国家論』『魔女論』では『立派な医学的数学者』『博学な人物』『非常に博学な医者』と評価していたトゥルーズ時代の友人を激しく攻撃し、『弁護』の大部分をフェリエ攻撃にあてた。⁽²⁷⁾ボダンはまずフェリエが神聖な友情を裏切ったとして、『あなたがどれ程友情を押しつけようと、私の方はこのまったく慈悲深い友人よりは不倶戴天の敵の方を愛する』と絶交を宣言し、激しく個人攻撃を加えた。博士号をもってないのに『医学博士』と偽り、教養のなさまる出しに洗練されていないフランス語とラテン語で書き、書いてもない国家論と年代記の著作をボダンに見せたと嘘をついた。そしてボダンは博学な知識をふりかざして、『これ程知性の欠如した人間はいない』とフェリエに襲いかかった。神の介入(創生の月)、天体の作用(ホロスコープ、天体の運動)、数と音楽の作用のそれぞれについて、フェリエがカルダーノやガウリコといった少数の学者しか読んでおらずに知識の幅が狭いか、それらの権威をいかに無批判にうのみにしているだけであるか、そして歴史的事実の探究(『歴史は事実にある』)によって検証しない彼の占星術がいかに『学問ではなくて、べてん』にすぎないかを詳論した。

しかし激しい攻撃にも拘わらず、ボダンはフェリエの批判からも学び、後のラテン語版の『国家論』でフェリエに従ってかなりの訂正、書き加え、削除をおこなった。その最も大きな変更は土星、木星、火星が双鱼宮に来る九五三年と九一日毎に大変革が起るとしていたのを、フェリエに従って木星と土星が白羊宮に来る八〇〇年毎に起ると変え、かくして大変革の事象の説明を改めねばならなかったことである。⁽²⁸⁾そしてフェリエはいえ、残りの人生を瀉血しながらボダンへの反論にあて、八八年にそれを書きながら死んだ(愚かにも、あるいは崇高にも)と言いつづけている。

(一) République, préface.

ド・リーヴルにひいては、更に Réponse, p. 26:『学殖豊かな人ド・リーヴル氏』République, IV, 2, p. 558:『ニッラ・

ド・リーヴルは地震に関する本で、……」参照。このド・リーヴルの本とはイタリアの自然哲学者ルチオ・マジオの著作を編集・翻訳した『地震論』(ハリ、一五七五年)のことで、ボダンはその本にラテン語の推薦詩(「ニコラ・リーヴルによってここに公表された著作に対する弁護士ジャン・ボダンの推薦詩」)を書いている。(ブリティッシュ・ミュージアム所蔵のこの本のコピーを手に入れ、ボダンの推薦詩を発見できたのはロンドン大学に留学しておられた北海道教育大学福田秀策先生の御好意による。)

(2) フランスの伝統的な穩健君主政の卓越さについて述べた後、宗教戦争に言及してこう述べている。《最近フランス全土で燃えあがった宗教戦争以上にわが王国の犯しがたさを証明するものは決してない。諸党派の指導者が全土を虐殺と放火で満たしたが、それにも拘わらず法廷と都市はまったく驚くべきことに非常な威信と威厳にあふれている。それにこれほど多くの戦争、これほど激しい戦闘も非常に立派な君主の王令によってたちまち治まった——ちようどハチの群れが少量の土を投げることによって鎮まるとうた。そして君主はいさいさいの不法を忘れた。ヴァロワ家にはこうした良き本性が備わっている。》(Methodus, VI, p. 210r)

(3) République, préface.

(4) Ibid., II, 4, p. 296. フランソワ一世の称賛——ほとんどそれ以後の君主との対比で——については、更にIbid., I, 10, pp. 230, 242; IV, 2, p. 558; IV, 6, p. 614; V, 4, pp. 744-5; VI, 2, p. 905 参照。

(5) Ibid., II, 4, p. 296; V, 4, pp. 744-5; VI, 2, p. 895.

(6) De Republica, VI, 2, p. 672. République, VI, 2, p. 902; VI, 4, p. 960.

(7) République, VI, 2, p. 863.

(8) Ibid., IV, 2, p. 567: 《しかしこのこと〔六三〇九×七が変革や宿命をもたらすという教の学〕が決して必然性をもつものではないこと(の証拠として、神がそのみ恵みによって自国民と外国人の人間力から守り給う六三番目の偉大な王、二つの大王国の王「アンリ三世のこと」)がいるではないか。》

(9) Ibid., préface.

(10) Methodus, VI, p. 167v: 《それにマキアヴェリは野蠻がすべてを支配していた約一二〇〇年の後におそらく初めて、国家について誰もが口にしていような多くのことを書いた。ただ古代の哲学者や歴史家が書いたことを実際の経験に結びつけたならば、彼は疑いなくもっと多く、より真実に、もっと立派に書けたらう。》

(11) この転換は『方法論』出版後の六七年頃から始まり、『魔女論』で完成する彼の神観、宇宙観のユダヤ教(旧約)化、新プラトニズムが内包していたユダヤ教神秘主義の要素のフィロンやマイモニデスの影響による強化による。彼は『魔女論』で、朝晩聖

書、とくにフィロンやマイモニデスの註解を使いながら旧約を読み、詩篇一四三篇をロズさみ、瞑想する生活を送っていると、『七才頃』(一五六七年頃)から良き靈が夢や幻覚で訪れ、尋かれ始めたのを自覚した、ことを記している (Démonomanie, I, 2, fols. 10v-11)。この話は『まだ生きているある人』に帰されているが、明らかに彼自身のことである。彼は新プラトニズムからプロテスタンティズムに親近感をもっていた『方法論』時代以来生涯、聖書といえは旧約であり、詩篇を愛好し、瞑想こそが人間の魂の神化をもたらす真の宗教そのものと考えており (二六卷三号、二五―三〇、六四―五頁参照)、『国家論』から神は天使を使つて神に選ばれた少数者に夢や幻覚で告知するという考えが登場し (République, IV, 6, p. 616. Démonomanie, I, 2, fols. 9-10. この点では『魔女論』以後は予言が中心となる)、『そして』『魔女論』以後フィロンやマイモニデスといった『プラトニの学者』の註解による旧約が最高の権威になる。後の『魔女論』の所で詳論するように、フィレンツェの新プラトニズムはそのままではヨーロッパにはほとんど受け容れられず、ヨーロッパの新プラトニストはそれをキリスト教化する課題を負わされ、ボダンはその六七年頃からユダヤ教 (旧約) 化し始めた。そして『国家論』の宗教戦争に対する危機意識のなかで、積極的に人間界に介入するユダヤ教 (旧約) 的神観、宇宙観が国家論と結合し、プロテスタントに対する親近感を失った。私は前稿 (二六卷三号、六一頁) ではこの神観、宇宙観のユダヤ教 (旧約) 化を『国家論』出版後に起つたとしていたが、ここに見解を変更する。

なおバクスター、それをうけてローズはこの一五六七年頃の出来事をユダヤ教への回心の証拠とみなしているが、しかし彼らの見解は『方法論』時代の新プラトニズムをまったく押さえておらず、またユダヤ教化は『国家論』では宇宙論と国家論の結合、プロテスタンティズムに対する親近感の喪失にしか現われておらず、明確な転換は『魔女論』まで待たねばならないという事実に反する (C. R. Baxter, Jean Bodin's Daemon and his Conversion to Judaism, in: Denzer, III-197, SS. 1-21. P. L. Rose, Two Problems of Bodin's Religious Biography, Bibliothèque d'humanisme et renaissance, tom. 38, 1976, pp. 459-65)。

- (12) Apologie, fol. 2.
- (13) ショネーエ版の『国家論』L'Édition de 1577 de la République (III-124) 参照。
- (14) République, epistola. Apologie, fols. 4-5.
- (15) Ibid., I, 7, p. 111; II, 7, p. 340; V, 6, p. 789.
- (16) Methodus, VI, p. 172v-r. République, I, 7, pp. 110-4. Moreau-Reibel (III-79), pp. 245-53 参照。

- (17) République, II, 6, pp. 316-9; III, 6, p. 472; V, 6, pp. 788-9.
(18) Ibid., VI, 1, pp. 837, 853; VI, 4, pp. 958-9.
(19) Ibid., I, 6, pp. 68-78. Methodus, VI, pp. 167r-9r.
(20) Apologie, fols. 5-5 v.
(21) Ibid., fol. 4.
(22) République, III, 2, pp. 373, 378; III, 3, p. 403.
(23) シャック・ボンガールの手紙 (Chauviré, III-52, appendice VII, pp. 535-6 所収)、フランソワ・ビトウの証言 (D. R. Kelley, Foundations of Modern Historical Scholarship, p. 113) 参照。
(24) République, epistola; III, 6, pp. 463, 468; IV, 2, pp. 544-5.
(25) Apologie, fols. 5v-10.
(26) Ibid., fols. 10-12.
(27) République, IV, 2, p. 545, Démonomanie, III, 1, fol. 125v; III, 3, fols. 135-135v.
(28) Apologie, fols. 12-44.
(29) République, IV, 2, p. 550. De Republica, p. 401.

《プロワの三部会》

一五七六年八月六日にアンリ三世はプロワに三部会を召集することを決定し、三部会召集の手紙をコミセールに持たせて各地方総督のもとに送った。その手紙には秘密の手紙が添えられており、リーグに反対するような代議員が選出されないよう配慮せよと命じていた^[1]。王弟の和議王令に憤った過激派カトリックがギーズ公アンリを指導者に、第一次全国リーグを結成して三部会の召集を要求していたが、アンリ三世は自らリーグの指導者になることによつてそ

の勢力を利用し、地に落ちた王権を強化しようとして、ここに三部会を召集した。

アンリ三世は内戦に明け暮れた幼王たちの《空位時代》に終わりを告げるべき新君主として、カトリックや世人の非常な期待のもとに即位したが、すぐに《のらくら王》^{ロワ・フェネアン}として期待を裏切った。宮廷では《私の軍団》と呼ぶ四人のミニョンとともに決闘、暗殺、色恋沙汰にふけり、奇妙な道楽のために不信と不満をかって孤立していた。ポリチーク・ユグノー連合軍が今にも第五次宗教戦争を開始しようというとき、ミニョンのデュ・ギュアストを使ってナヴァール王アンリの妻マルグリートの愛人で、弟フランソワの従者ダンボワーズを暗殺させようとし、それに失敗すると放縦な妹マルグリートに攻撃の刃を向けた——このときの兄妹の憎悪が後に第七次宗教戦争、別名《恋人たちの戦争》を引き起こすことになる。第五次宗教戦争のさなかに、パリで廷臣に粗布の服を着せ、灰をかぶらせて贖罪の行進をして女子修道院を訪れたかと思えば、修道尼の小犬を略奪してまわった。当時ナヴァール王アンリに従って宮廷にいたアグリッパ・ドビニエは『悲愴曲』のなかで、アンリ三世を豪奢で異常な生活のうちに自ら焚死したアッシリア最後の王サルダナパロスにたとえ、《男のような女と女のような男》の統治を嘆いた。ドビニエの指摘はカトリックを王の共同統治者とする誤まりを犯しているが——カトリックは息子の統治にはあまり口を出さず、むしろその協力者になっており、また母親らしく息子の異常な道楽を直そうと努めていた——、彼が指摘するように、アンリ三世の統治は通常の道徳にもとる異常で《女のような》行動のうちにあったろう。当時イタリア人の徴税請負人《イタリア人の吸血鬼》、物価騰貴（七三年の凶作によつて異常騰貴した穀物相場は七七年まで高値安定した）、売官制などに対する世人の不満が高まっていたが、その責任はすべてアンリ三世とそのミニョンに帰されていた。レトワールはこう記している。《今日さかんにミニョンについて語られ、彼らは非常に忌み嫌われ、罵詈雑言をあげせられている。それは彼らの高慢な態度や女装、淫らな格好にもよるが、何よりも王が彼らにあまりにも愛顧を与えるからである。このことがわが王国滅亡の原因だと一般に言われている。》⁽²⁾

そしてアンリ三世がポリチーク・ユグノー連合軍に完敗して王弟の和議を結ぶと、王冠の権威は完全に失墜してしまつた。都市の聖職者と市民は激越な批判とデモを繰り返していた。安全保障都市としてコンデに与えられたピカルディのペロンヌに始まつたリーグはフランス中に形成され、ギーズ公アンリを指導者に全国リーグが形成されていた。カロリング家の子孫を名乗るギーズ家の当主ギーズ公アンリはユグノーとトルコに対する聖戦の英雄(『向こう側のアンリ』)であり、人間的にも聖者であり、貴族のみならず聖職者や市民にも圧倒的な人気があつた。ユグノーのバルノーとドノー(『フランス人の目覚し時計』)、エチエンヌ(『王母カトリクス・ド・メディシスの生涯』)でさえ彼を称賛していた。この第一次全国リーグは後の第二次全国リーグとは異なつて貴族だけの組織であり、カトリック教会の擁護と異端の撲滅、それにギーズ・ロレーヌ家の先祖が宮宰で、貴族の特権と自由が完全に保障されていた(『最初のキリスト教君主クロヴィスの時代』)にもどることを目的とし、君主に三部会の召集を要求していた。アンリ三世は皮肉にも兄の治世でその指導者として行動し、内面的に最も親近感をもつていた過激派カトリックこそが彼に最も激しく敵対し、王権を失墜させているのに気付いた。ここにアンリ三世は財政再建初めに落ちた王権強化のための全般的改革に乗り出し、リーグと対決するよりはリーグの勢力を利用してそれを達成しようとして、三部会を召集した。

王の召集にもとづいて、一般に地方監督官区バイイヤーージュ―奉行所管区セネショセ(帯剣貴族の地方監督官バイイ、南フランスでは奉行セネシャルが管轄する区域で、県にあたる地方総督区の下部をなす地方行政区画)ごとの集会で嘆願書とそれに関する私的訓令が決定され、代議員が選出された(例外的にパリ、ルーアン、マルセイユのように都市が代議員を選出したり、オーヴェルニュのように都市と地方監督官区の両者が別々に選出したり、ブルターニュのように地方三部会が選出したり、ドフィネのように地方三部会と地方監督官区の両者が別々に選出した所もある)⁽³⁾。七六年二月六日の開会式以後に加わつた者を除けば、全部で三二六名、うち聖職者一〇四名、貴族七二名、第三身分一五〇名の代議員が参加した。聖職者身分では高位聖職者は少なく、多くは教会参事会員

であり、貴族身分では大部分が地方貴族であり——大司教や大貴族は代議員としてではなくて、国王側近として参加した——、第三身分では大部分が中央・地方の裁判や行政に携わる法律家であつた。代議員は過激派カトリックがアンリ三世に支援されて圧倒的多数を占めた。王弟の和議以後ポリチーク派と分裂して弱体化していたユグノー派はこの三部会を承認せず、南西部を中心に彼らの支配地域では代議員を選出しなかつたし、たとえ他の地域で選ばれても参加しなかつた——ユグノーで参加したのはサントンジュの貴族ミランボー伯ただ一人である。しかし第三身分には穩健派カトリックが多く参加した。過激派カトリックの代議員が圧倒的多数を占めていようと、第三身分に数多く入つた穩健派カトリックの代議員は第三身分で多数を得ることができれば、第三身分で一致しない意見は三部会の決定とはならないので、王とリーグ、王と聖職者・貴族身分に対して拒否権を行使できたし、事実行使することになる。それを指導するのがボダンである。

ボダンはイル・ド・フランスに属するヴェルマンドワの第三身分の代議員として参加し、詳細な覚書『一五七六年一月一五日にプロワに召集された全国三部会の第三身分で討議されたことのすべて』を書いた。このボダンの覚書は人間の常として誤まりや自分の影響力を誇張するきらいがなくもないので、他の記録や覚書（大貴族として参加したヌヴェール公の覚書、聖職者身分の代議員として参加したトロワの修道院長テューの覚書、それに第三身分の代議員として参加したメズルの覚書等々）と比較しながら用いねばならないが、それでも第三身分の最も詳細で最もすぐれた記録である。彼は第三身分の穩健派カトリックを指導して王とリーグ、王と聖職者・貴族身分に真つ向うから対決し、彼らの提案をことごとく拒否することになる。後に国王顧問ギー・デュ・フォールに宛てて、自分の活動を自慢してこう述べている。

「フランスの三部会に国民の幸福のための代議員として公的活動の機会が提供されたとき、私は生命の危険がなくもなかつたにも拘わらず非常に強力な勢力に対して闘いました。まず第一に私は国民に禍をもたらず内戦が再開されないように強く反対しまし

た。第二に私はそれでも少数の代議員のなから再選出され、国民の請願についての決定に参加するような機関が作られないように指導しました。つまり、国民の事で立派な事が検討される際に、三身分合同で決定され、かくして国民の幸福にまったく反するものになる機関に反対しました。わが第三身分の決定によって、その説得に聖職者身分と国王顧問のもとへ行くよう私が命じられ、提示され委託された決定に彼らを同意させました。そして王領を競売する、しかも永久譲渡で競売するという提案や庶民の負担軽減という外見をとって税を倍にする提案が出され、どんな手段を使っても承服させようとした際には、ますます強く反対しました。国王自らポルドーの長官エマール……その他数多くの従順な者を使いましたが、決してポダンを国民の幸福に反する意見に変えさせることはできませんでした——同僚の代議員の意志や熱意は自然変わるのが常だったというのに。》

こうした自慢話も確かに決して誇張ではなかった。しかし、『国家論』で新君主アンリ三世に宗教戦争を解決してフランスにかつての栄光をもたらす担い手として大きな期待を表明し、また自らの政治生活を期待したポダンは、この三部会でアンリ三世とその改革運動に真つ向うから対決し、彼の二重の期待は裏切られてしまう。

プロワの三部会はフランス三部会史上注目に値する。一三〇二年にフィリップ四世によって召集されて以来、君主と臣民をつなぐ機関として積極的な役割を果たし、外敵や国内の反乱分子に対する国民の統合、財政の確保、様々な制度改革によって王権の強化に尽くした三部会も、イギリスに捕われのジャン二世、狂気のシャルル六世といった弱々な王権のもとで大貴族の党派争いや都市暴動の場となつてしまい、一四八四年のトゥールの三部会を最後にまったく召集されなくなった。シャルル七世、ルイ一世以来、コミーヌが不平をもって述べているように、三部会は混乱を引き起し、王権を弱体化するものだという考えが広まり、君主は三部会にはからずに課税し、統治し、そして臣民の同意をとりつけるのも地方三部会、むしろ名士会の方を使うようになった。こうして一五世紀末に、三部会は何よりも大貴族の党派争いと君主の召集権、それに身分間の対立や地方間の対立による機能障害によって永続的な機関たることに失敗していた。一六世紀前半には、セーセルやシャスヌ、グラセイユといったレジストはまるで忘れてしまったか

のように三部会にまつたく言及せず、彼らの穩健君主政論において君主の大権を限定する王国基本法、良き法律と慣習の保障はローマの元老院たる高等法院、あるいはより広く最高諸院であった(ヘルビュフィだけは三部会の課税同意権に言及しているが)⁽⁷⁾。しかし、一六世紀後半にカトリクスと幼王の弱体な王権が新旧両派の宗教的・政治的対立という危機に見舞われると、国民を統合する正規の機関たる三部会の意義が再認識され、一五六〇年のオルレアンの三部会から再び召集されてゆく。その有名な開会演説で大法官ロピタルは、しばしば召集され、王権強化に尽くしていた初期の三部会を想起しながら、三部会は課税同意権を除いては独自の権力をもたない請願や諮問の機関にすぎないが、君主と臣民の信頼関係を回復し、宗教問題の解決、財政再建、売官制によって腐敗した官僚制の改革といった全般的改革によって王権強化に尽くす不可欠の機関としての意義を強調した。このロピタルの見解は基本的に穩健派カトリックのレジストやユマニストからなるポリチーク共通の理論となり、マリヤック、ル・ロワ、デュ・アイヤンと同じ見解を表明し、彼らの穩健君主政論において君主の大権を限定する機関に高等法院と並んで三部会が登場し、デュ・アイヤンはフランスの国政を三政体の理想的な混合政体とした(バススキエだけは三部会が王権によって課税への同意をとりつけるだけの機関にされており、もはや高等法院のように王国基本法や良き法律と慣習を保障したり、全般的改革を行うような機関たりえないとして、三部会の意義を重視するのは《陳腐で馬鹿げたこと》⁽⁸⁾だとしたが)。不可分の立法主権論によって三部会や高等法院、法律や慣習にいつさい拘束されない絶対君主政論に立場を変え、モナルコマキの制限君主政論やデュ・アイヤンの混合政体論を激しく批判したボダンも、三部会に自然法に基づく課税同意権や主権を支える王国基本法の保障を認め、そして三部会の意義を強調した。コミーヌ、それに明らかにロピタルに従って、シャルル七世、ルイー一世以来三部会(全国三部会、地方三部会とも)は王権を弱体化するとして名士会を代用にし、三部会にはからずに課税し、統治したことを批判し、三部会はしばしば召集することによって君主と臣民の信頼関係を回復し、必要な改革を行い、緊急の財

政を確保し、国民を統合して党派をなくすことによって王権強化に尽くす不可欠の機関だと主張した。《三部会の存在によって君主の主権が変質をこうむったり、減少することはなく、その反対に君主の威厳がずっと偉大で輝やかしいものになる。》⁽⁹⁾

こうした宗教問題の解決、財政再建、売官制によって腐敗した官僚制の改革といった全般的改革のための機関としての三部会は六〇年のオルレアンの三部会、六一年のポントワーズの三部会と、身分間の対立や地方主義による代表という考えの欠如による機能障害にも拘わらず、一応の成功を見、六〇年のオルレアンの王令初め様々な改革王令に結実していた（これらの改革王令は弱体で財政的に破産した王権のもとで実効はなかったが、それは三部会の失敗ということではない）。そしてこのプロワの三部会では三部会の制度はより整い、様々な悪弊改革のための永続的な機関になりうる可能性がより強まった。この可能性も八八年のプロワの三部会、九三年のリーグの三部会と、法皇至上主義のもとにモナルコマキの理論を導入したリーグの圧力の場となつてしまい、王権神授説化したボダンの主権論でリーグと対決し、三部会の意義を否定したアンリ四世とそのもとに結集したポリチック派によって平和が回復されることによつて失敗してしまいが、このプロワの三部会ではその可能性がかなりあった。身分間の対立は課税や官職をめぐる対立に加えて宗教的・政治的対立によつて激化したが、それはそれなりに各身分の独立の強化となり、各身分は議長、書記、補佐、代弁者の執行部を選出し、議員の競合や席順をめぐる問題を王の裁決を仰がずに内部で解決し、個別に王に建言した。三身分は激しく対立していたにも拘わらず、代表を選出して外交使節や財政問題など協働して君主の統治に参加し、一致して三部会を売官制初め悪弊改革のための永続的な機関にするための三部会の定期的召集、三部会の課税同意権を認めるよう要望し、嘆願書⁽¹⁰⁾に対しては改革王令で返答することを義務づけた。そして、嘆願書について審議・決定する国王顧問会議という政策決定過程に参加することまで認められた。以下ボダンに焦点をあわせることによつて、その可能性よりもむしろ機能障害の方に重点をおきながら、プロワの三部会をみてゆこう。

ブロワの三部会は一二月六日に、ブロワ城の金色の白百合を織り込んだタピスリーで覆われた大広間で開会された。金色の白百合を浮かせた天蓋付きの玉座にアンリ三世が高く座り、その左右にカトリヌ、王弟フランソワといった王族が席を占めていた。その一段下にリーグのヌヴェール公、ブルボン枢機卿、それにボダンの知り合いのラングルの公爵―司教デ・カールといった大貴族と大司教が席を占め、その左端にミラノの貴族出でカトリヌのお気に入りの大法官ビラークが一人座っていた。王の背後には身分の高い廷臣が陣取り、その上の棧敷には公爵夫人が陣取っていた。そして階段の下には当時大法官に匹敵する程権力を増していたフィーズやヴェルロワといった四人の國務卿、それに國王顧問が短服と長服で左右に分かれて座っていた。それとT字型に縦向きの代議員席には、右の上位にボダンの知り合いのリヨンの伯爵―大司教デピニャク(U)を議長とする聖職者、左の上位にトゥレーヌの総代官であるベリイの貴族ロシュフォールを議長とする貴族、両者の後にパリ市長リュイイエを議長とする第三身分の代議員が列なっていた。代議員席の次に再び横向きに代議員でない聖職者と財務官吏が別々に座り、その背後の右手の棧敷に身分の低い廷臣と女官が陣取り、左手に一般市民が陣取っていた。まず雄弁家のアンリ三世が聴衆を魅了した開会演説、ボダンによれば《優雅で身振り手振り豊かな演説》をし、続いて大法官ビラークが、《フランス化したイタリア人》に対する反感も手伝って、聴衆を退屈させた長たらしい開会演説をした。両者ともフランソワ一世、アンリ二世の栄光の時代以後、カトリヌの非常な努力にも拘わらず、幼王たちのもつて陥った嘆かわしい現状について述べ、《わが王国の悪しき体液に下剤をかけ、かつての健康、活力、体力に戻す》ための全般的改革を訴えた。《結合、和合、確かな平和の確立、悪弊の改善・改革、そして王と王国の再建・維持のために必要な供託金》、つまり宗教戦争の終結、売官制初め制度改革、財政再建のためにこの三部会が召集されたことを述べ、代議員の協力を要請した。そして最後に

各身分の議長が順番にひざまづいて表敬のあいさつをし、王の意にかなうよう責務を果たしたいと述べ、開会式は終つた。⁽¹²⁾

すでにこれ以前の十一月半ばに代議員はプロワに集まり、王の布告によって十一月二四日から各身分別々に、聖職者身分はサン・ソヴール修道院で、貴族身分は城で、第三身分は市庁舎で会合をもっていた。第三身分は十一月二六、二七日の会合で議長にパリ市長リュイユ、書記にブルターニュの代議員ブーランジェ、補佐にブルゴーニュの代議員ル・ロワイユとクレールモンの代議員キュヴィリエを選び——後の二月七日にパリ高等法院の弁護士ヴェルソリを代弁者を選び、各地方総督区ごとの部会で嘆願書の討議に入ろうとした。しかしアンリ三世がサン・タンドレの祝祭に命じたプロワの町をあげての大行列や、イル・ド・フランスの代議員とブルゴーニュの代議員が最上位を占めるパリの次席をめぐる争った対立によって遅れた。この席順をめぐる対立では、ボダン初めイル・ド・フランスの代議員はパリと同じ地方総督区に属するという理由で次席を主張し、ボダンはさらにイル・ド・フランスのなかではヴェルマンドワがパリの次席を占めると主張した。それに対して、ブルゴーニュの代議員はトゥールとオルレアンの三部会でパリの次席を占めたことをあげ、王の裁決を仰ごうとした。ボダンは内部問題だとしてそれに反対し、結局強引なボダンが押し勝った。地方の席順はイル・ド・フランス、ブルゴーニュ、ギユイェンス、シャンパーニュ、ラングドック、ピカルディ、オルレアン、リヨネ、ドフィネ、プロバンス、ブルターニュ、ノルマンディと決定され、イル・ド・フランスのなかではヴェルマンドワがパリの次席を占めることに決定された。⁽¹³⁾

一二月三日から各地方総督区ごとの部会で嘆願書の討議に入ったが、まず宗教の条項をめぐる対立が表面化した。ボダンの属するイル・ド・フランスの部会では、パリ高等法院の弁護士ヴェルソリがパリの嘆願書によって王弟の和議王令を撤回し、一つの宗教で再統合するように主張した。それに真っ向から対立して、ボダンはヴェルマン

ドワの嘆願書によってカトリクスロピタルの和解政策の原則、《立派な平和を維持し、二年以内に宗教問題解決のための公会議もしくは全国宗教会議を開くこと》を主張し、そして《戦争の害》を論じて王弟の和議王令の存続を主張した。マンントの代議員は中間的な意見、つまり一つの宗教への再統合は戦争によってではなく、《穏やかで敬虔な方法で》なされねばならないと主張した。票決の段階では、ボダンも宗教の条項は留保とするヴァロワの代議員の意見に加わり、この日は決定がなされなかった。一日に、聖職者・貴族身分が既に一つの宗教の決定をした状況で、再び宗教の問題がとりあげられ、このときもボダンは、一つの宗教の決定は《戦争の開始》になるとして反対し、王弟の和議王令の存続を主張した。結局ボダンは中間的な意見、《陛下が見出しうる最も穏やかで最も敬虔な方法で》一つの宗教に再統合するという意見に加わったが、負けた。⁽¹⁴⁾

ボダンは何よりも宗教戦争によって危機に瀕した《国家の救済》のために、王弟の和議王令の存続を主張した。

《これ程多くの貴族と民衆が新宗教に同意したので、その禁止は国家の破滅なしには不可能である。この場合最も賢明な国家統治者なら、望んだ港にたどりつけない場合たどりつける港に航路を向ける船長をまねよう。たどりつける港に入ろうとはせずに、帆を何度も取り換え、嵐にもまれていけば、難破してしまうのである。国家の滅亡なしには排除できない以上、新宗教を認めるべきである。何故なら国家の救済こそが最高の法たるべきだからである。》⁽¹⁵⁾

しかし彼は大部分のポリチーク同様、必ずしもリーグが憤った《二つの宗教を要求するときヴェルマンドワの代議員》⁽¹⁶⁾ではなかった。武力によってではなく、カトリクスロピタルの和解政策の話し合いによってなされるのであれば、《一つの信仰》回復を支持した。ここでは、《一つの信仰》と両立しうる彼の宗教的寛容論を扱うべき場所ではないので、彼の三部会での活動を追うことに終始しよう。

二六日に第三身分の総会が開かれ、聖職者が一つの宗教とトリエント公会議の決議を支持するよう説教し、出自を

疑われて貴族身分に入れてもらえなかったプロバンスの地方貴族の代議員が、第三身分に入ろうと剣を振りまわすなかで、宗教の条項についての票決が行われた。票決の結果七つの地方総督区、イル・ド・フランス、ノルマンディ、シヤンパーニュ、ラングドック、オルレアン、ピカルディ、プロバンスの意見が多数を占め、一つの宗教ローマ・カトリックへの再統合、改革派の礼拝の全面的禁止、改革派の牧師すべての国外追放、しかし改革派の俗人については改宗を期待して保護することが決定された。残りの五つの総督区、ブルゴーニュ、ブルターニュ、ギューエヌヌ、リヨネ、ドフィネは《ローマ・カトリックへの統合は穏やかで平和的な方法で、戦争なしになされるよう》主張したが、負けた。⁽¹⁷⁾ポダンは、一七名の代議員をもつギューエヌヌと二名の代議員しかもたないプロバンスが同じ一票なのは不公平だと主張してこの票決に反対したが、ポダンの主張は地方総督区を独立の単位と考える当時の常識に反している。

この第三身分の決定で三身分そろって王の望む一つの宗教を決定したことになり、王弟の和議王命を撤回しないよう主張しに来ていたナヴァール王とコンデ公の使節は、ただちにラ・ロシェル、ネラック初め南西部に向って立ち、ユグノー派はポダンを憂慮したように南西部で攻撃を開始した。⁽¹⁸⁾二八日にユグノー攻撃開始の知らせがプロワに届くと、一つの宗教の決定に対する不満が高まり、第三身分は議長と、ポルドー高等法院の長官でポルドーの市長エマールを代表に、聖職者・貴族身分の穩健派カトリックの代議員とともに、王に建言しに行かせた。それに対してアンリ三世は、ナヴァール王、コンデ、ダンヴィルに使節を送ることを提案し、各身分から各一名ずつ、計九名の使節を選任するよう提案した。《何の目的で使節を送るのか言わない》王の提案の意図は解らなかつたが、第三身分は二八日に三名の使節を選任し、三一日からサン・ソヴール修道院で、他の身分から選任された使節とともに教書の討議に入らせた。⁽¹⁹⁾王の晩餐やアカデミィに招かれ、寵愛を受けていたポダンは王の意図が解らず、宮廷の情報を与えていなかった。

アンリ三世は一二月二日の国王顧問会議以来繰り返し、一つの宗教しか認める意志はなく、三身分そろっての嘆願に

対する承認という形でその意志を公表することを表明していた。カトリックと王弟フランソワの同意もとりつけ、三部会に一つの宗教の決定を急がせていた。そして三身分がそろって一つの宗教を決定することが確実となった一二月二四日には、王弟の和議王令を《強制された王令》として廃止することを表明した。⁽²⁰⁾ ここまではアンリ三世はリーグのヌヴェール公、ブルボン枢機卿、それに後に加わったギーズ公、ギーズ枢機卿、マイエンヌ公と同じ考えであったが、しかし一つの宗教の決定を財政再建初め弱体化した王権再建のテコにしようとするアンリ三世は、それを《弱体化しているユグノー》攻撃のテコにしようとするリーグとは若干意見を異にしていた。アンリ三世は、一つの宗教と王弟の和議王令の廃止を公けに宣言することは内戦再開の合図になるのではないかと恐れ、ちゅうちょした。宗教戦争の再開を恐れるポリチークのコッセ元帥がナヴァール王に使節を送るよう提案すると、彼はその提案をいれて砲兵大隊長ピロンを使節として送ることを決定した。一二月末から一月初めにかけて、ナヴァール王、コンデ、ダンヴィルにどういう目的で使節を送るかをめぐって、ポリチークとリーグの対立が表面化した。リーグは三部会の神聖な決定に従って、《異端》《新興宗教》を撲滅するよう主張した。⁽²¹⁾ とくにヌヴェール公は使節を派遣して無駄な時間つぶしをするよりは、異端撲滅という《神聖で正当な企て》によって、《最も偉大な先祖シャルルマーニュ》のようになるように建言した。ユグノーが弱体化している今こそその好機であり、そのための詳細な見取図を描いて見せた。二月にギユイエンヌから侵攻を開始し、四月にラングドック、プロバンス、ドフィネへと侵攻し、そしてリヨンで異端を追放した偉大な平和を宣言する。そのためには、国王軍は現在の一〇中隊(二千人)の歩兵に二〇中隊を補充し、一二〇〇のスイス傭兵を二〇〇〇から二四〇〇に増員し、砲兵、騎兵、弓兵、槍兵の重装兵に六中隊を補充し、総勢一万少々にする必要がある。この軍隊を維持するには年三百万リーヴルの戦費が必要となるが、王の通常収入や法皇が申し込んでいる異端撲滅の援助金とスイス傭兵を差し引けば、年二百万リーヴルの金が必要である。その財源としてはカトリックが考

え出した《人民の負担を軽減して》収入を増す案、つまり 献納金（三部份の同意を得てなされる御用金）、売買税、塩税を一切廃止し、代りに二千万リーヴルの収入が見込まれる入市税を課すか、または三身分に献納金を割り当てることを提案した。それに対して、ポリチークのコッセ元帥と国王顧問ベリエヴルは一つの宗教の決定、王弟の和義王令の廃止、異端の撲滅といった宣戦布告的な表現を用いることに反対し、カトリーヌは裏で使節のリモージュ、ベリエヴル、ヴァランス、フォワに和平交渉の役割を果たさせようとした。リーグはアンリ三世と共同でナヴァール王の暗殺計画も練っていたが、カトリーヌはその計画を息子とは無関係なものにしようとした。しかしポリチークは負け、カトリーヌは国王顧問ヴィルキエを使って息子に同調する旨伝えさせた。⁽²²⁾

宮廷における対立と同じ対立が三部份でも起きたが、三部份では第三身分の穏健派カトリックが勝利した。一月二日に聖職者身分が作成し、貴族身分の承認をうけた、三身分の使節にもたせる教書が第三身分に報告されると、第三身分は《とげとげしい刺激的な言葉》、《宣戦布告的な言葉と戦費を負担させる言葉》を修正するよう強く要求した。聖職者身分と貴族身分は第三身分が一步も譲らないので、止むを得ずその要求を入れた。ところが四日にバザ司教が持ってきた教書でも修正されていないのを詰問されると、その司教は聖職者身分ではなく王の命令で修正できなかったことを告白し、その箇所を削除することを認めた。同じ四日にポダンは、ドタン司教から彼とモンモラン伯とともに第三身分を代表してコンデのもとへ行くよう要請されたが、断った。《情勢が緊迫していて、こうした旅行をする気にならないし、それにまったく心から平和を願っており、嫌疑をかけられ捕えられる危険があり、とにかく馬をもつてないし、買う金もない》という理由で断った。司教が必要なものは自分の方で用意すると述べたが、それでも断った。ポダンは王とリーグに組みしたくなかったし、それに何よりも生命の危険を恐れた。結局ナヴァール王のもとへはヴィエンヌの大司教、ポントットの貴族リュバンプレ、トゥレーヌの代議員メナジェ、コンデのもとへはドタンの司教、

モンモラン伯、ポワティエ高等法院の長官、ラ・ダンヴィルのもとへはピユイの司教、ベリーの貴族ロシュフェオール、トールが第三身分によって修正された教書をもって行くことになり、ナヴァール王への使節だけが国王使節とともに、他は三部会の使節だけで出発した。⁽²³⁾

一月一五日に第三身分は一七日の三部会の全体会議のために総会を開いたが、ついに穩健派カトリックが勝利した。カトリックへの再統合は「穩やかな方法で、戦争なしに」なし、平和を維持し、諸公を和合するよう嘆願し、内戦がもたらす禍について建言することが決定された。第三身分の代弁者ヴェルソリには、「戦争なしに、あらゆる方法を尽くして平和を維持するよう努める」という言葉を必ず入れるよう念をおした。しかしヴェルソリはその決定に従わず、先の一つの宗教の決定とパリの嘆願書によって演説し、混乱を引き起こした。混乱は三〇日に絶頂に達して激しい口論となり、議長のパリ市長リュイイエを中心に過激派カトリックの代議員は会議に出席できなくなり、代つてパリの代議員の次席を占めたボダンが自動的に議長となり、ここに穩健派カトリックの勝利は確実となった。⁽²⁴⁾

一二月末に三身分がそろって一つの宗教を決定すると、アンリ三世がこの三部会に最も期待し、リーグも戦争遂行のために協力せざるをえない王の財政再建の問題が中心問題となつていった。アンリ三世の財政は極度に悪化していた。先王たちのリヨン金融組合グラン・バルテに対する借金初め莫大な負債に加え、七四年以来独立国の觀を呈した南部のポリチーク・ユグノー連合軍の支配地域からは税が入らず、七四年以来市庁債の利子をほとんど払えず、七六年にはリヨンで借款を発行できないほど借款や市庁債の信用は落ちてしまい、ますます徴税請負人の前払い、売官、教会財産の没収に頼っていた。二月三一日に会計検査院の首席長官ニコレは、王の財政が先王たちの一億リーヴル以上の負債によって窮しており、この三部会が王の財政再建のために召集された旨を述べ、そのために各身分一二名ずつ（各地方總督区

一名ずつ)の代表が協議と助言を行うよう要請した。しかし王の財政状態について正確な説明がなされず、財政制度の悪弊や《外国人》の専横に触れないことの不満もあって、この委員会は機能しなかった。⁽²⁶⁾

一月八日に貴族身分は聖職者身分の同意のもとに、近衛軍に関する改正規定、つまり今までの騎兵九千に代えて、重装兵を戦時・平時とも三千、歩兵を戦時二万、平時一万二千にするという規定を作り、その費用をタイユ税とタイユ付加税ヨソ(前者は最も主要な直接税で、北部では平民に対する人頭税、南部では平民保有地に対する地租。後者はアンリ二世が始めたタイユ税を補う特別税)でまかない、その額は都市の有力市民に決定させるといふ提案を行った。しかし第三身分は、その提案の意図が戦費をすべて第三身分におしつけることにあるのは明白だとし、それに特権だけで義務を負わない貴族、聖職者身分に対する強い不満もあって——ポダンは聖職者、貴族身分にも課税せよとまで主張していた——、一〇日にその提案を拒否した。⁽²⁷⁾王から派遣された国王顧問ヴィルキエ、検事総長ラ・ゲル、それに貴族・聖職者身分が説得に努めたが、第三身分は同じ決定を繰り返すだけであつた。一六日に王から派遣されたシュズ伯が、一つの宗教を要求しておきながら、その実現のための金は出さないとするのは矛盾ではないかと批判したのに対し、エマールはこう反論した。《戦争を要求したのではなく、宗教会議や悪弊の改革によつて実現可能となる一つの宗教ローマ・カトリックを要求したのである。》⁽²⁸⁾王とリーグ、王と聖職者・貴族身分は、第三身分で穩健派カトリックの意見が強くなったときに内戦再開を目的——あるいは口実——とする財政上の要求を提出し、時機を逸した。

一月二三、二四日にアンリ三世は廷臣のジュール、シャティヨン、ポンセ、ラ・ポルドを使って、《民衆の負担を軽減して》財政を再建できるという提案、つまり献納金、売買税、塩税をすべて廃止し、代りに一五〇〇万リーヴルの入市税を課すという提案を行った。二六日にはアンリ三世は大法官や大貴族を使って、戦争遂行のために聖職者身分に月々二〇〇万リーヴルで六ヶ月間一二〇〇万リーヴル、貴族・第三身分に六ヶ月間で二〇〇万リーヴルの献納金に

応ずるよう要請した。⁽²⁹⁾しかしこの要請には聖職者・貴族身分でさえ渋り、ヌヴェール公はアンリ三世がプロワに来てから初めて耳環をつけ始めたのに気付いた。⁽³⁰⁾第三身分は二八日と三一日に王の提案と要求を拒否した。⁽³¹⁾その理由は、そうした王の提案や要求は三部会召集の手紙では述べられていなかったので、地方から何の委託も受けておらず、従って代議員はそれに応ずる権能をもっていないということであった。当時三部会の代議員は代表者ではなくて地方の代弁者だと考えられており、この理由は詭弁ではなかった。それに第三身分は戦費には一切応ずるつもりはなかったし、《破産者の店》が負担軽減という外観のもとに増収を企てた計算のごまかしも解っていた。⁽³²⁾パリの代議員は第三身分が王の提案と要求に応ずるよう《あらゆる手段を尽くした》が、逆に批難され、パリがフランスに内戦を起こして王の財政に損害を与えたのだから、パリが市庁債を償却するが良いというピラを第三身分の部屋の入口にはられた。⁽³³⁾そしてパリの代議員は、第三身分が戦費を出す意志がまったくないと解ると、会議にまったく出席しなくなり、二月二日にボダンが正式に議長になった。宮廷ではアンリ三世は弱気になって、ユグノーと《休戦条約》を結ぶつもりになったし——トルコ人に対してと同様、異端に対しては条約遵守義務はないと付け加えてではあるが——、カトリックは再びかつての和解政策を主張していた。⁽³⁴⁾

二月九日に各身分一二名ずつの代表が各身分の嘆願書を王に提出すると、まだ財政再建のめどがたっていないので、アンリ三世は使節が帰ってないことを口実に解散を禁じ、引き延ばし作戦にでた。そして聖職者身分の議長であるリヨンの大司教デビニャクが発案し、一月二四日以来三身分がそろって要求していた、国王顧問の数を一八名か二四名に減らし、代りにそれと同数の代議員を三身分の嘆願書について審議、決定する機関である国王顧問会議に参加させるという要求を認めた。⁽³⁵⁾これは政策決定に参加したことの無いフランスの三部会にとって、その絶好の機会であっ

た。一二日に聖職者・貴族身分は各身分一二名（各地方總督区一名）、計三六名の代議員を国王顧問會議に送ることを決定し、第三身分もその決定に従うよう要請した。しかし第三身分は議長ポダンの指導のもとに意見を変え、代議員を国王顧問會議に送らないことを決定し、翌日ポダンを派遣して聖職者・貴族身分にその決定を報告させた。ポダンはその理由をこう述べた。

「三部会はその権能をもっていないからです。このことは議論の余地なく明白なことであり、公職、しかもこれ程重要な公職に就くことは単なる代理人には許されないことですし、ましてや代議員には認められません。たとえ三部会が嘆願書に判定を下す者を選任する権能をもつていても、その権能を行使すべきではありません。何故なら三部会はフランス全國民を四〇〇名の代議員に減じて國民に限りない損害を与えているのに、そのうえ代議員を一八名か二六名に減らそうとするならば、それはフランス三部会をさらに小型にしてしまうからです。たとえ選任された代議員のなかには贈物や懇願や将来の見込みによって説き伏せられるような者はいないとしても、王や数多くの諸公、大貴族の臨席に畏怖して臆病になり、意見を変える恐れがあります。ちょうどルイ一世が、三部会の形式をとって召集した一八名の代議員とともに欲することをすべて望み通りに実現し、これが三部会だと認めさせ、かくして王を無制限にした、と言われているように。これがまったく邪魔な三部会をその正しいあり方から永続的に離れさせ、不安定なものにするやり方でした。たとえ選出された代議員が買収されたり、意見を変えたりしなくても、彼らはいつても多数意見に負けてしまいます。たとえ国王顧問會議で代議員の方がその他の者よりも数多くなつたとしても——これは公共善にかなつたことですが——、判定権は君主に属したままです。君主が臨席する場では国王顧問、とにかくわが王国のすべての従属的統治者、官職保有者の権能はいっさい停止し、判定や命令権をいっさい持ちません。国王顧問について言えば、それは決して判定のために任命されたのではないので、君主が臨席していようがいまいが何の権能ももつておらず、判定権をもつた国王の官職保有者としての国王顧問などというものは一人としてありえません。……「デピニャクが、三部会の代議員は判定するためではなく、審議するために国王顧問會議に加わるのだと述べたのに反論して」単に審議権だけをもつのはずっと危険です。何故なら票決権をまったくもたなければ、いつも王の気に入ることしかしない国王顧問の意のままになつてしまふからです。……「デピニャクが、聖職者身分は代議員を送ることに貴族身分と合意しており、第三身分も応ずるように頼んだのに答えて」第三身分は他の二身分と対立する多くの

嘆願や要求をもっており、他の二身分が第三身分の嘆願や要求の判定者や当時者になるのは神法、人間法にまったく反したことであり、また一つの身分は決して第三の身分を妨害する決定をなしえない⁽³⁶⁾ということは、すべてのキリスト教王国同様わが王国の古来の慣習によって保障されています⁽³⁶⁾。

ボダンが反対する理由は何よりもまず彼の主権論である。三部会は君主と臣民の信頼関係の回復、様々な改革や財政の確保への国民の統合には不可欠な機関だが、主権君主との関係では《命令し、言明し、審議する権限いっさいなしに、できるだけ卑下して君主に要望や嘆願を出す》機関にすぎず、君主は《その同意なしに》一方的にその採否を決定する。三部会が何ら命令権をもたず、命令権がすべて君主にのみ属していることは、君主の召集なしには三部会が開けないことに明らかである。もし三部会が君主にのみ属する命令権に参与すれば、それは君主政体から貴族政体への変革か、主権の分割の内乱状態を引き起してしまう⁽³⁷⁾。彼は何よりもまずこれを阻止しようとした。(このことは三部会を君主に従属した機関にしようというのでは決してなく、彼は三部会に王権とは独立で、王権の強化に尽くす独自の機能を認め、三部会が君主に従属した国王顧問会議に加われば三部会は君主に従属し、君主の言いなりになる機関になってしまうとしてそれに反対した。)それにボダンが反対する理由には、当時一般的な人間不信や代議員を地方の代弁者とする代表の考えの欠如もあるが、主要なものとして第三身分の他の二身分に対する不信がある。三部会では各身分の独立が保障されているが、国王顧問会議に参加すると、多数を占める二身分の嘆願や要求が三部会の意見となってしまう、第三身分の嘆願や要求が否決されてしまうからである。これがボダンの主張を第三身分で受け入れさせた最大の要因だったろう。第三身分は、課税を負わない他の二身分が第三身分に負担をすべて押しつけるのではないかと常に不信を抱いており、他の二身分と共同して国王に嘆願や要求を認めさせようとするよりも、第三身分の独立を守ることに努めていた。その根拠となったのが、《二つの身分は決して第三の身分に損害を与える決定をなしえない》というオルレアンの三部会で認められ、

説
オルレアンの王令(二三五條)で保障された原則であり、ボダンはそれを普遍法の一般理論として確立していた。⁽³⁸⁾
第三身分を説得することが不可能だと解ると、二月一五日に聖職者・貴族身分も國王顧問會議に代議員を送ること
をあきらめた。かくしてフランスの三部会は政策決定に参与する絶好の機会を逸した。

ボダンは三部会の当初から、王とリーグ、王と聖職者・貴族身分の提案にことごとく反対していたにも拘わらず、二月二五日以来王の晩餐やアカデミーに同席し、アンリ三世の寵愛をうけていた。⁽³⁹⁾貨幣法院の建言に対する審議にも、招かれて加わった。⁽⁴⁰⁾物価騰貴の主要原因たる貨幣相場の引き下げのために、計算貨幣制度の廃止と外国貨幣の使用禁止という荒治療を主張する貨幣法院の建言に対しては、彼は急激な改革に反対して漸次的改革を主張し、悪貨と混合貨幣の追放、金・銀比価一対一二、造幣所の一元化といった《貨幣の均質化》による貨幣制度の安定を主張した。
(このときの審議ではボダンなどの反対意見が通ったが、しかし七七年の貨幣制度の改革は計算貨幣制度の廃止を打ち出すことになる。)一月には宮廷で、サヴォワ出身の魔術師ル・コントが第三身分の反対で財政再建の見通しがたたなくなつたアンリ三世に、その一〇分の一をくれることを条件に農作物を百倍も豊作にすることを訴え、特許状をもらつたのを見た。⁽⁴¹⁾彼はこのプロワの三部会に参加したときにも、宿屋の主人や各地の代議員から魔女や魔女裁判の話を数多く聞き集めている。しかしこの二月一五日から、《ボダンは三部会を好き勝手にあやつつた》としてアンリ三世の寵愛を失い、約束されていた訴願審査官の職(大法官を補佐する高級官職であり、國王顧問會議のための事務最高責任者で地方監察官でもあつた。最高諸院の法服貴族が独占していた官職で、売官のため増え続けこの時期四四名いた)⁽⁴²⁾を失つた。こうしてボダンは、後に自慢するように王とリーグ、王と聖職者・貴族身分に真つ向から反対し、自分の理論を一步も譲らなかつたという名譽は守つたが、しかし彼が『國家論』で提示した改革の実現の機会もそれに彼自ら参画する機会も、またこのインフレの時代に定職のない

主人をもつ家族の生活安定の機会も失った。

二月二〇日にアンリ三世は財政再建の最後の手段として、王領を三〇万リーヴルの地代で永久に譲渡することを提案した。この提案はサリカ法と並んで《王国基本法》《王国法》の中心をなす、王領の譲渡禁止に違反するものであった。第三身分は翌日ボダンの指導のもとに王の提案を拒否した。⁽⁴³⁾ それに対してアンリ三世は、ボルドーの市長でボルドー高等法院の長官エマールとルーアン高等法院の弁護士ビゴを買収してこの事態を切り抜けようとし、エマールとビゴはボルドー高等法院の長官ラ・リヴィエールとリモージュの検事総長ボワを派遣してボダンの説得にあたらせた。しかしボダンは王の提案に反対する理由をこう述べて、彼らの説得をうけつけなかった。

《王は王領の用益権だけをもつ者にすぎず、王権を維持し、官職保有者に俸給を払う以外は国事のために使わねばならない、というのが広く共通に承認されている見解です。王領の譲渡権や所有権について言えば、それは人民のものです。従って地方が明白にその代理委任状を与えた場合には王領の永久譲渡が許されることもありえますが、それ以外の場合には認められません。しかしながら、たとえ地方が明白にそれを望んだとしても、人民の福祉のためになされるのでなければ認められません。何故なら王領の永久譲渡がなされれば、王は自分の地位を維持する手段をすべて失い、かくして人民が子孫の代までずっと王と王国を養い、維持する義務を負い、不可避免的に多大な課税を負うことになるからです。……何の権能ももっていない三部会が王領の永久譲渡を認めるなどということば、ましてや問題になりません。》⁽⁴⁴⁾

ボダンがここで使っている王領の譲渡禁止に関する法理論は、既に述べたように（二六巻三号、七五一―六頁）、一三世紀以来確立していた理論であり、当時六六年のムーラン王令の追加王令で法制化され、ルネ・ショパン（『フランスの王領』一五七二年）によって体系化され、一般的に承認されていた理論である。⁽⁴⁵⁾ ボダンはエマールやビゴがこうした当時一般的な法理論を知らないはずがなく、それでもボダンを説得しようとしたのは王の報酬や議長になったボ

ダンに対する嫉妬の外に、王領の譲渡によって特権を拡大しようとする地方の利益からだろうと考えた——彼は六年前にノルマンディの王領改革のコミセールとして、地方の伝統的特権をめぐってピゴが所属するルーアン高等法院と争つたことを想起して(46)いた。

しかし王国基本法による譲渡禁止には、ポダンを含め一般に例外が認められていた。王子領の制度の外に、戦争による緊急の場合には買戻しを条件に王領の譲渡が認められ、この場合には三部会の同意を必要とするとされていた。国王顧問ペリエヴルはこの点について聖職者・貴族身分を説得し、一三日に第三身分の説得にかかった。確かに王国法によって王領は不可譲だが、今日のような緊急時においては《人民の福祉が最高の法》という原則によって王国法は停止すると主張し、第三身分の同意を要求した。それに対して第三身分は皮肉にもエマールを反論者に選び、エマールはこう反論した。

《まず代議員は王領の譲渡に同意するのに必要な地方の委託を受けていません。それに王国基本法によって王領の譲渡は禁止されています。王領は夫が譲渡できない妻の土地のようなものです。教会領なら王領ほど厳格に保護されておらず、カン法によって一定の場合に正規の手続きをふめば譲渡できますが、王領の場合にはどんな手続きをふもうと、譲渡できる事例がありません。また王領は王権を支える柱であり、従って王権を損い、弱めるものではなく、むしろ王権を強化する柱とみなさねばなりません。王領を譲渡すると、王は自分の地位を維持し、将来嫁資、寡婦資産、王子領を与える手段をなくしてしまいます。王領が永久に、買戻しなしに売られるということはこうしたことの意味します。その結果はいまだ王領の譲渡がなされたことがないので、子孫がみることになりましょうが、その時にはわが王国は現在よりもずっとはるかに危険な状態、ちょうどジャン王の時代のようになっていることでしょう。》(47)

エマールの反論は、王が王冠との結婚によって王冠領という《妻の土地》の用益権だけを手に入れたのなら、王は本来的に王領の譲渡権をもっていないのであり、緊急の場合の例外などありえないとするものであった。この主張は伝統

的な法理論を徹底したものの、あるいは緊急の場合の例外規定という政治的柔軟さを排除して法律的硬さに変えたものであるが、その根は王領こそが王の財政だけでなく、王権そのものの支柱だとする考えであった。

第三身分はあくまでも王の提案を拒否し、逆に王がそんなに金に困っているのであれば、寡婦や孤児の場合を除いて市庁債やその他の借款の利率を切下げるか、徴税請負人に前払いさせるか、それとも教会領を売却すればよいと提案し、アンリ三世を憤慨させた。こうしてアンリ三世の財政再建のための最後の提案も失敗した。

二月八日にコンデへの使節が、一五日にナヴァール王への使節が、二六日にダンヴィルへの使節が返書をもって帰つてき、彼らが王弟の和議王令に満足し、その廃止は戦争の再開になると警告していることが解ると、穏健派カトリックの意見は第三身分で動かしがたいものになった。二六日には、共同で王に平和の建言をするよう他の身分に訴えたが、これは失敗した。⁴⁸二七日に第三身分の過激派カトリックは反撃し、彼らは三二名で別個の集会をもち、第三身分が王に平和の要求をすることを阻止し、それに失敗した場合には彼らだけの特別要求を王に提出することを決めた。それに対して議長ボダンは彼らの行為を無効だと宣言し、王の命令なしに集会をもち反逆罪にあたると批難した。そして翌二八日に第三身分の総会で、ラングドック、シャンパーニュ、ピカルディ、オルレアンが反対したが、王にカトリックへの再統合は《敬虔で正当な方法をすべてつくし、戦争なしに》⁴⁹するよう要求することが決定され、その要求書をエマール、ビゴ、ボダンの三人が作成した。

宮廷でも穏健派カトリックの意見が強くなっていた。二七日に帰ってきた王のナヴァール王への使節モンパンシエ公、このギーズロレーヌ家と姻戚の、かつての熱烈な異端迫害者さえ王弟の和議王令の存続と平和を主張し、彼の三部会への訴えは第三身分の支持をうけた。そして二八日の国王顧問会議で平和の主張が勝った。国王顧問モルヴィ

リニ、コッセ元帥、砲兵大隊長ビロン、モンパンシエ公、国王顧問ベリエヴルが戦争に反対して平和を主張し、それに反対したのはギーズ公、ギーズ枢機卿、メーヌ公、ヌヴェール公だけであった。そして最後にカトリーヌが戦争の主張を黙らせ、和解政策を主張した。アンリ三世も戦争の考えは捨てたようである。ヌヴェール公は王が心変わりしたと思つたし、ポダンには《王はいつも平和の方に傾いていて》と思つた。

各身分の嘆願に対して、アンリ三世は一五七九年のプロワの改革王令で答えた。この王令は家父長君主にふさわしく臣民に関すること全般を規制しているが、三部会の嘆願に従つて王領の譲渡禁止と買い戻し(三二九—三三四条)、タインユ税初め税の軽減(三四一条)、そしてこの王令の中心をなす売官制の廃止と官職の削減(二〇〇条、二二〇—二二五条)を打ち出した。

三身分は互いに激しく対立していたにも拘わらず、売官制と、それによる官職保有者の増大には一致して反対してゐた。貴族身分は主要な官職から平民を排除するよう嘆願し、第三身分は官職につく知識のない貴族にあまりにも保護が与えられていると不平を述べ、互いに相手を排斥して社会的上昇の地位たる官職を独占しようとして、一致して売官に反対してゐた。とくに帯剣貴族と法服貴族の対立は激しく、旧貴族、とくにルネサンスの華美な文化的生活のために負債にあえいでいた地方貴族——ラヌーは貴族(当時の貴族数は女・子供を含めて約二〇万)の八割までがそうだとしている——は生まれの悪い《新参者》が伝統的に彼らの特権たるべき官職を奪つてゐると不平を述べ、主要な官職から新参者を排除するよう主張してゐた。それに対して最高諸院の官職を独占し、國務大臣を数多く出してゐた法服貴族は旧貴族と後進から自分たちの特権を守ろうと、寡頭化してゐた。モンテーニュもこの点では典型的な法服貴族で、一方で旧貴族の知識のなさを嘲けり、官職につくには高等教育をうけるようにせよとし、他方でまるで旧貴族であるかのよう

に、彼の家が父の代になつたばかりの新貴族の増加をひどく嘆いた（『エッセー』一—25、二—7）。そして聖職者身分は官職保有者、とくに財務官吏の数が多過ぎ、その俸給の支払いが国库支出の半分近くを占め、教会財産に頼らざるをえないほど王の財政を悪化させているとして売官に反対していた。確かに、既に一五一九年にセーセルはフランスの法律関係の官職保有者の数がフランスを除いたキリスト教国全部よりも多いと嘆き、一五一五年で下級役人を除いた官職保有者の数は四千人（国民四千人に一人の割合）以上だと推定されており、この時期にはその倍にはなつていただろう。しかしこの多くの官職保有者に俸給を支払うがために王の財政が悪化したという事実はなく、逆にあまりにも少くしか支払わないがために官職保有者を王権から独立させ、社会につけをまわさせて腐敗を招き、売官に対する不平不満や批判の声はどこからも聞かれた。

ラブレールは搔擾猫と毛皮猫の獄門島で、売官による賄賂と裁判の腐敗をバロディにして描き、彼らを修道士ジャンに襲撃させて世人一般の不平不満を満足させていた（『パンタグリユエル物語』五—11—15）。ユグノーもリーグも、その三部会—貴族主義からする高等法院—法服貴族に対する反感もあつて、一致して売官による腐敗を攻撃し、その改革を三部会召集の要求の理由の一つにあげていた。ポリチークもロピタル以来一貫して売官による官僚制の腐敗を激しく批判し、その改革を三部会の主要な任務の一つにあげていた。大法官ロピタルはオルレアンの三部会とムーランの名士会で、家父長君主の最大の任務たる宇宙の秩序を写した正義の実現を最も妨害し、現在の混乱を招いた最大の原因は売官による官僚制の腐敗だとし、君主の一元的な『旧き良き』官僚制の創出を訴え、それは官職の数をルイ一二世の時代にまで減らすことを宣言したオルレアンの王令（三〇—三二条、一三二—三三条）、それに裁判と財務関係の官職保有者の数を減らし、腐敗を防ぐ手だてを講じたムーラン王令に結実していた。⁽⁵⁶⁾ポリチーク最大の理論家ボダンは、売官制が官職を不道徳・不信仰な者に与えて君主の法律と官僚制を腐敗させ、社会の正義と信仰を破壊し、庶民に不当な賄

賂と課税をおしつけ、国家の基盤そのものを破壊する《最も危険で最も有害なベスト》《一切の悪の根元》だと激しく批判し、アンリ二世以後フランソワ一世の栄光の時代から不幸な時代に陥った主要な原因を売官制にみていた。⁽⁵⁷⁾

プロワの王令は三部会の嘆願に答え、ロピタルの改革の成果であるオルレアンの王令やムーラン王令よりも徹底して、売官制を全面的に止め(二三四条)、アンリ二世以後増え続けた官職をフランソワ一世の《旧き良き状態》にまで減らす(二四二条)ことを打ち出した(売官制はフランソワ一世が公然と制度化したものが、何故かアンリ二世がそうしたと考えられた。ポダンの影響なのだろうか)。しかしロピタルの改革王令とは異なつて、法服貴族を犠牲にして帯剣貴族を保護するものであった。《わが王冠の支柱はわが貴族にあり》、貴族とは帯剣貴族のことであつて、法服貴族は貴族とは認められない。旧貴族には伝統的に彼らがついていた官職、廷臣、近衛軍、地方総督、地方監督官―奉行といった官職が保障されるだけでなく、大学で必要な知識を得れば優先して高等法院にも採用される(二五六―二七〇条)。しかしロピタルの改革王令同様、この王令は財政的に破産した王権のもとでは最初から死文であつた。アンリ三世は財政的必要から前にもまして官職を次々と新設し、世襲化させてゆく。

プロワの三部会が終ると、再び宗教戦争が始まつていた。この第六次宗教戦争は、ポリチーク派との分裂に加えて内部の不統一(コンデとラ・ロシュェルは別行動)によってより弱体化したユグノー派に対し、弱体南国王軍の優勢のうちに、七七年九月のベルジュラックの和議で終結した。それを確認した一〇月のポワティエの王令は、ポーリュの王令で認められていたユグノーの権利を大幅に制限した。官職につく権利と八つの安全保障都市―但し六年間の期限つき―は認められたが、礼拝の自由はユグノー派の支配地域以外では地方監督官区ごとに定められた一つの都市の城外に限られ、新旧両派同数法廷は廃止されるか、新教派裁判官の数を三分の一に減らされた。この王令もリーグを満足させることは

できず、リーグは宮廷を去り、ギーズ・ロレーヌ家は八〇年二月に新教派のファルツ選帝侯の息子ヨハン・カジミールや東部の新教派貴族とナンシーの会談をもち、スペインに支援されたヴァロワ家打倒の陰謀を企てていた。ユグノー派はもちろん不満をもった。カトリックは南西部フランスを巡回し、七九年二月にナヴァール王と彼女の娘マルグリートのネラックの宮廷でユグノー派と協定を結び、一五の安全保障都市を六年間保障した妥協案を示した。しかし、まずピカルディの地方総督の職の返還要求に失敗したコンデが、次いで妻マルグリートの兄に対する憎悪に動かされたナヴァール王が攻撃を開始し、ここに第七次宗教戦争、別名《恋人たちの戦争》が始まった。この戦争は凶作、ペスト、それに農民一揆の多発のなかで闘われ、八〇年一月にベルジュラックとネラックの協定をそのまま繰り返したル・フレックスの和議で終結した。もはや信仰ではなくて貴族の野心と不満が政治を動かす現象は宗教戦争を引き起こしていた。封建制に代る保護従者制が強化した貴族の野心と不満が政治を動かす現象は宗教戦争の当初から見られたが、特にこの時期に顕著になった。

こうした無意味な戦争が繰り返される間、アンリ三世の愛顧を失ったボダンはランに引っ込み、著作に専念した。七八年には六六年以前に書いていた草稿に手を加えて『普遍法の分割』を出版し、『マレストロワ氏への反論』の改訂版を出版し、そして批判に対する反論と訂正を加えた『国家論』の改訂第三版を出版した。八〇年には『魔女論』を出版し、八一年には偽名で『ルネ・ヘルパンによるジャン・ボダンの国家論の弁護』を出版した。

- (1) 三部会召集の手紙とそれに添えられた秘密の手紙については、Meyer (I-8, 4), pp. 44-67 参照。以下プロワの三部会の資料はボダンの覚書も含め、未整理で不完全だが、このフランス革命直前に出版されたマイエルの資料集を用いる。
- (2) Pierre de l'Estoile (éd. par L.-R. Lefèvre), *Journal de l'Estoile pour le règne de Henri III*, Paris, 1943, p. 122. 詳細については、P. Champion, *La légende des mignons, Humanisme et Renaissance*, tom. 6, 1939, pp. 494-528 参照。
- (3) 代議員選出過程の詳細については、E. Charleville, *Les états généraux de 1576*, Paris, 1901, pp. 21-69; J. R. Major,

- The Deputies to the Estates General in Renaissance France, Madison, 1960, Westport, 1974, pp. 3-131 参照。
 (4) フロアの三部会に参加した代議員と国王側近については、Mayer, pp.138-63, 167-9 参照。
 なお代議員の社会構成は、メイジャーの前掲書の調査結果 (pp. 132-42, 163-5) を再構成しなおせば、左表の通りである。

第一身分

	1560年	1561年	1576年	1588年	1593年
高位聖職者(大司教, 司教, 修道院長)	26 (26%)	8 (32%)	36 (36%)	38 (28%)	18 (38%)
中位聖職者(教会参事会員が中心)	66 (65%)	16 (64%)	60 (60%)	85 (64%)	23 (49%)
下位聖職者(司祭, 修道士)	9 (9%)	1 (4%)	4 (4%)	11 (8%)	6 (13%)
小計	101 (100%)	25 (100%)	100 (100%)	134 (100%)	47 (100%)
不明	26	0	10	0	1
合計	127	25	110	134	48

第二身分

	1560年	1561年	1576年	1588年	1593年
大貴族(伯爵以上)	0	—	1 (1%)	3 (3%)	1 (4%)
中貴族(子爵, 司教代理)	2 (3%)	—	2 (3%)	6 (6%)	0
小貴族(男爵以下)	71 (97%)	—	72 (96%)	92 (91%)	23 (96%)
小計	73 (100%)	—	75 (100%)	101 (100%)	24 (100%)
不明	33	25	11	1	0
合計	106	25	86	102	24

第三身分

	1560年	1561年	1576年	1588年	1593年
国王の官職保有者	15 (41%)	13 (52%)	67 (44%)	88 (49%)	26 (49%)
地方の官職保有者	10 (27%)	4 (16%)	33 (22%)	49 (27%)	16 (30%)
その他の法律家・官職保有者	5 (13%)	8 (32%)	33 (22%)	25 (14%)	8 (15%)
商人	6 (16%)	0	12 (8%)	14 (8%)	2 (4%)
農民	0	0	3 (2%)	0	1 (2%)
その他	1 (3%)	0	3 (2%)	5 (2%)	0
小計	37 (100%)	25 (100%)	151 (100%)	181 (100%)	53 (100%)
不明	184	3	36	20	2
合計	221	28	187	201	55

- (5) République, epistola.
- (6) 木村尚三郎「ノランクニ三世公」(『岩波講座 世界歴史』1-1巻所収) P. S. Lewis, The Failure of the French Medieval Estates (Lewis ed., The Recovery of France in the Fifteenth Century, London, 1971 所収) 参照。
- (7) W. F. Church, Constitutional Thought in Sixteenth-Century France (III-102), ch. 1, 2; J. H. Franklin, Jean Bodin and the Rise of Absolutist Theory (III-198), ch. 1 参照。
- (8) Griffiths, Representative Government in Western Europe in the Sixteenth Century, pp. 132-56; Church (III-102), pp. 155-98 参照。
- (9) République, I, 8, p. 141. Ibid., III, 7, pp. 500-1; IV, 5, p. 610.
- (10) Charleville, op. cit., pp. 177-9, 183-4, 190-1. Mayer, pp. 74-6 参照。
- (11) ボダンの書書 p. 281: 《ボダンのかつての同僚、リヨンの大司教》これはブリのカルメル会のノートル・ダム修道院でのごとであらうか。

- (12) メズレの覚書 pp. 68-9' ル・マニエの覚書 pp. 126-8' Mayer, pp. 163-211' ボダンの覚書 pp. 219-20' テエーの覚書 pp. 334-7.
- (13) ボダンの覚書 pp. 214-7. テエーの覚書 pp. 332-4 参照。
- (14) 同覚書 pp. 217-8, 223-4.
- (15) De Republica, III, 7, p. 344. République, p. 498 参照。
- (16) ボダンの覚書 p. 224.
- (17) 同覚書 pp. 226-8.
- (18) メズレの覚書 pp. 70-1' ボダンの覚書 p. 225.
- (19) ボダンの覚書 pp. 228-9.
- (20) スヴェール公の覚書 pp. 98-102.
- (21) スヴェール公、ギーズ樞機卿、ギーズ公、マイエンス公の建言 pp. 367-491.
- (22) スヴェール公の覚書 pp. 104-9.
- (23) ボダンの覚書 pp. 231-7.
- (24) 同覚書 pp. 247-8, 252, 254, 256, 262-3.
- (25) B. Schnapper, Les rentes au XVI^e siècle, Paris, 1957, pp. 156-7; R. Doucet, Le Grand Parti de Lyon au XVI^e siècle, Revue historique, tom. 172, 1933, pp. 1-41.
- (26) ボダンの覚書 pp. 230-1, 239, 249.
- (27) 同覚書 pp. 237, 242. République, VI, 2, p. 891.
- (28) 同覚書 pp. 249-50.
- (29) 同覚書 pp. 257, 260.
- (30) スヴェール公の覚書 p. 110.
- (31) ボダンの覚書 pp. 261, 263-5.
- (32) République, epistola; VI, 2, pp. 890-1.
- (33) ボダンの覚書 pp. 268-9.

- (34) ヌヴェール公の覚書 pp. 111, 112.
- (35) ボダンの覚書 pp. 258-9, 275-6.
- (36) 同覚書 pp. 278-81.
- (37) République, I, 8, pp. 137-42; II, 1, pp. 262-3 (De Republica, p. 181).
- (38) Ibid., III, 7, pp. 485-6. Isambert, Decrusy, et Taillandier (éd.), Recueil général des anciennes lois françaises, 29 vols., Paris, 1822-1833, tom. XIV, p. 95.
- (39) ボダンの覚書 pp. 224, 267-8. 前掲注(71)のト・トラーの証言も参照。
- (40) République, VI, 3, p. 936. 七七年の貨幣制度の改革については、竹岡敬温、前掲書。二六一―二七一頁参照。
- (41) Démonomanie, III, 3, fols. 137v-8.
- (42) ボダンの覚書 pp. 282-3. République, epistola; III, 7, p. 486.
- (43) 同覚書 p. 297. ヌズンの覚書 pp. 71-2.
- (44) 同覚書 p. 299.
- (45) Methodus, VI, p. 208v-r. République, I, 8, p. 137; VI, 2, pp. 856-64. Isambert (éd.), Recueil général des anciennes lois françaises, XIV, pp. 185-9. 更に Riesenber, Inalienability of Sovereignty in Medieval Political Thought, ch. III, IV; Kantorowicz, The King's Two Bodies, ch. IV-3, VII-2; A. Lemaire, Les lois fondamentales de la monarchie française, Paris, 1907, pp. 112-4; Church (III-102), pp. 79-82 参照。
- (46) ボダンの覚書 pp. 299-301.
- (47) 同覚書 pp. 302-3.
- (48) 同覚書 pp. 271-5, 283-91, 304-6.
- (49) 同覚書 pp. 306-8, 313-4.
- (50) ヌヴェール公の覚書 pp. 114-25' ヌズンの覚書 pp. 308-14.
- (51) Isambert (éd.), Recueil général des anciennes lois françaises, XIV, pp. 380-461.
- (52) Charleville, op. cit., pp. 190-1.
- (53) François de la Noue (éd. par F. E. Sutcliffe), Discours politiques et militaires, Genève, 1967, VIII, pp. 187-208.

- (54) Claude de Seyssel (éd. par J. Poujol), *La monarchie de France*, Paris, 1961, I, 15, p. 123. Bodin, *République*, VI, 2, p. 889 参照。
- (55) R. Mousnier, *Le conseil du roi de Louis XII à la Révolution*, Paris, 1970, pp. 19-20.
- (56) Iambert (éd.), *Recueil général des anciennes lois françaises*, XIV, pp. 72-3, 94-5, 189-212.
- (57) *République*, III, 7, p. 501; IV, 4, pp. 588-9; V, 4, pp. 729-50; VI, 2, pp. 909-13.

《『魔女論』》

ボダンは一五八〇年二月に、『国家論』に次いでヨーロッパ中で注目された著作『魔女論』を出版した。彼はこの著作をすでに前の年に書きあげて印刷していたが、魔女迫害の敵対者ヤン・ヴィーアが『悪魔の眩惑』（一五六三年）に次いで『魔女論』（一五七七年）を出版したことを出版者デュ・プユイから知らされ、憤ってただちに「ヤン・ヴィーアの見解への反駁」を書き、それを付けて出版した。⁽¹⁾

この著作を書く直接のきっかけは彼が、おそらく検事側の顧問として、参加した七八年四月二十九日の魔女裁判である。ボダンによれば、この裁判ではジャンヌ・アルヴィリエという五〇才位の女性が魔術によって多くの人間と家畜を殺したという罪で訴えられた——彼女は三〇年前に母親が魔女として生きながらの火刑に処されたのに恐れをなして、コンピエーニユの近くのヴェルブリから逃げてきていた。そして彼女は《訊問も拷問もなしに》魔術によってそうした行為をなしたことを自白し、更に一二才のときに母親に連れられて出かけて以来ずっと、悪魔からもらった特殊な軟膏を体に塗ってサバトに出かけ、王座に座す《黒い巨人》の姿をした魔王ベルゼブルを《膨大な数の者》とともに礼拝し、その後性交の饗宴に移り、そして最後に魔王に臣従を誓い、その報酬として敵への復讐と幸福を約束されていたことを自白し

た。(リップモンの初審裁判所検事が調べた結果魔女マークも見つかったが、これはその翌日に消えてしまった。)この自由にもとづいて裁判に参加した者は、魔術による犯罪によつて絞首刑を主張する一人の《總やかで同情心に富んだ者》を除いて、全員が悪魔と結託した異端として生きながらの火刑を主張し、彼女は母親同様生きながらの火刑を言い渡された。⁽²⁾ボダンはこの裁判で魔女迫害に懐疑的な法律家がいたので、そうした法律家を説得して魔女迫害に立ち向かわせるためにこの著作を書いた。この著作をパリ高等法院の首席長官クリストフル・ド・トゥーに捧げたのも、百年戦争以後小康状態にあつた魔女迫害を世俗の裁判によつて熱狂的に再開させるためであつた。それにピエトロ・ダバノ初め中世の伝統的魔術だけでなく、フィチーノ、ピコ、デッラ・ポルタ、何よりもアグリッパのルネサンス魔術も魔女論の体系に組み込み、アグリッパとその弟子のヴィーア始め魔女迫害の敵対者に反論し、魔女迫害に敵対する彼ら自身魔女なのだと断罪するためにこの著作を書いた。

《私が要請されて加わり、一五七八年四月の最後の日に結審したある魔女に対する裁判は、すべての人にとつてまったく奇怪で、多くの人にとつて信じ難いような魔女の問題を解明するために筆をとる機会を私に提供した。その魔女とはコンピエーニュの近くのヴェルブリ生まれのジャンヌ・アルヴィリエという名前の女性で……。この裁判でこうした出来事を奇怪でほとんど信じられないとする者がいたので、私は魔女の悪魔への奉仕に対する激怒から、それ以上に忌まわしく、それ以上に重い刑罰に値する罪はないというこの著作を読む人すべてに警告し、明確に認識させるために『魔女の悪魔狂』という表題をつけたこの著作を書くことにした。それに本を出版し、あらゆる手段をつくして魔女を救おうとする者たちに反論するためにこの著作を書いた。彼らは悪魔に吹き込まれ、悪魔に言われるがままに本を出版したに違いないのだ。霊など決して実在しないと理解させようとしたが、後にイタリヤの最も大物の魔女の一人であることが証明された医者ピエトロ・ダバノのように。私が述べたこと、つまり悪魔が人間を誘惑して魔女と言われるものなど決して実在しないのだと書かせ、出版させ、理解させることが珍らしいことではないことの注目すべき例をあげよう。ピエール・マモールは魔女に関する小さな本で一五五三年(一四五三年の誤まり)一月一二日に魔女として訴えられ、処刑された神学博士ギョーム・ド・リーヌなる者に注意を促している。……その博士は魔女について言われることはす

べて作り話であり、不可能なことであり、決して信じてはならないと公けに説教するよう悪魔に義務づけられていた。こうした魔法が実在しないという教えが広まり、裁判官が魔法の追求をしないので、魔法は増加し、非常に広範に広まった。悪魔があらゆる国、あらゆる身分に忠実な臣下をもっていることはまったく確かである。ブノン枢機卿やプラタンが書いているように、魔法の言いなりになり、結局不幸にも悪魔に陥れられた多くの法皇、皇帝、君主もいたのである。それにトレドにはかつて魔法の学校さえあった。かかる人物まで魔法の党派に加わっているなどとは、いまだ誰も考えはしなかった。魔法裁判について書くと、笑われて笑わせるために書くようなもので、作り話で不可能なことだと確信させ、すべての魔法を救うように裁判官をしむけるのがおちであった（アルシアトのように。ある異端審問官はピエモンテ「ロンバルディアの誤まり」で一〇〇人以上の魔法を焼いたというのに）。：：それ以来魔法を罰しないで、魔法はあらゆる所から、とくにイタリアからわが王国に侵入し、わが王国で驚くほどその数を増した。そのなかには保護者と呼ばれ、その魔術の故に非常に有名なナポリ人の大物の魔法もいた。その後も魔法は増え続け、死刑の判決後仲間を告発するという条件で特赦をえたル・マンのトロワゼシエルという魔法は、わが王国に一〇万以上の魔法がいると述べている。これはおそらく嘘で、かかる贗神の大軍団を小さく見せていよう。とにかく彼はまったくものすごい数を自白している。しかしかかる魔法が、空気が悪臭を放つ程忌まわしい悪行を自白しているのに、人々がまったくご立派に対処しているので、そのすべて、あるいは大部分が罰せられていない。かかる状態に対し、怒れる神は、その法律（レビ記二〇章）で魔法を生かしている國民を根絶すると警告していた通りに、恐るべき責め苦を送った。⁽³⁾」

中世世界が動揺・解体してゆく一三世紀に南フランスから始まり、一六世紀後半から一七世紀前半にヨーロッパ中で荒れ狂う魔法論と魔法裁判は、一五世紀の八〇年代にユマニスト法皇イノセント八世の「緊急要望教書」とドミニコ会士シュプレンガー、クラマーの『魔法に加える鉄槌』によって基盤を確立した。⁽⁴⁾『魔法に加える鉄槌』が一三世紀に南フランスから広まり、聖堂騎士団やジャンヌ・ダルクのようにしばしば政治的性格をおびた異端^{II}魔法裁判の体験をもとに、アウグスティヌス、アキナスを権威に、悪魔と結託した異端としての魔法論を体系化し、緊急要望教書が一三世紀に始まったその逆転、魔法など異教の迷信だとする「司教典」の公的教義の逆転を権威づけた。こうして魔法迫害は緊急要望教書と『鉄槌』が対象にしたラインラント、チロル、ザルツブルク、それ以後のユマニスト法皇^{II}

ドミニコ会士が対象にした北イタリア、そしてスペイン領ナヴァールといった辺境地方に広まり、南ドイツでは世俗の法律家が異端審問官にとって代りつつあった。そしてロンバルディアの異端審問官プリエリアス（『大全』一五〇四年、『魔女と悪魔の奇跡』一五二二年）、その弟子のスピナ（『魔女研究』一五三三年）、コモの異端審問官ベルナルド（『魔女論』一五二〇年）、法皇庁の裁判官グリランドゥス（『異端と魔女論』一五二五年）、ピコの甥のジアンフランチェスコ（『魔女』一五二三年）、ストラスブルクの司祭ガイラー（『蟻』一五二七年）、シュボンハイムの司教で有名な宮廷魔術師トリテミウス（『魔女の敵』一五〇八年、『八つの質問』一五一五年）、それにヘーヒシュテット・アン・デア・ドナウの世俗の法律家テングラー（『世俗人の鑑』一五〇九年）が『鉄槌』を補強していた。しかし一六世紀前半には魔女迫害は、ユマニスト法皇ドミニコ会士の度重なる魔女教書と奮闘にも拘わらず、《少なくとも》⁽⁵⁾ 聖・俗人（緊急要望教書）、司教と世俗当局の反対にあつて小康状態を迎えていた。フランスでは百年戦争の荒廃のなかで、異端審問官が一三世紀以来の南フランスの伝統にのっとり異端⁽⁶⁾ 魔女裁判を広め、その体験をもとに『鉄槌』の先駆的業績をあげて以後、魔女迫害は司教、領主、そして高等法院、君主の反対にあつて小康状態にあつた。スイスでも同様で、ドイツでは一五〇八年のバベルク刑事法、そして三二年のカロリナ刑事法典によって魔術による犯罪しか罰せられなくなった。そしてコンスタンス大学法学教授モリトール（『魔女論』一四八九年）、ミラノの法律家アルシアト（『法律の罰業』一五一四年）、フィレンツェの法律家ポンツィニビオ（『魔女論』一五二〇年）は確かに悪魔と結託した魔女は実在するが、しかし魔女の魔術、空中飛行、サバトなどはうつ病による妄想であり、火ではなくてバイケイ草で直すべきだと主張していた。人間中心の宇宙観によって神と悪魔の作用を二次的なものにしていた新プラトニストのルネサンス魔術師アグリッパ、ルネサンス魔術に批判的な新プラトニストのシャンピエ（『魔術を論駁する対話』一五〇〇年頃）、カルダーノ（『事態の詳細』一五五〇年）、それに最大の魔女迫害の敵対者ヴィーアも同じことを主張していた。二重真理説の立場を取り、自然哲

学から靈（善靈と悪靈）という超自然のものを認識外に追放しようとしていたパドヴァ・アヴェロイスト、とくにポナッツィ（『作用の自然的原因』一五二〇年）からも懐疑の声は聞かれた。エラスムス派ユマニストは魔女論と魔女裁判も、フィレンツェ、パドヴァから広まったルネサンス魔術と占星術的―神秘的予言も馬鹿げたものと見なしていた。ラブレーは『ピカトリクス』もアグリッパもペロディにして楽しんでいたし（『パンタグリユエル物語』三―23、25）、モンテーニュはボルドー高等法院の同僚や親戚のド・ランクルが行っていた魔女裁判も、君主や大貴族の宮廷で広まっていた予言や魔術も冷徹な傍観者の懐疑主義で見えていた（『エッセー』一―11、三―11）。ドミニコ会士と並ぶ異端^{II}魔女迫害の担い手であるフランシスコ会士のカッシーニ（『縞に関する疑義』一五〇五年）でさえ、「司教典」に従って、魔女に関する異教の迷信を信じている魔女迫害者こそが異端だと主張していた。

これら魔女迫害の批判者の声は弱々しく、誰一人として悪魔と結託した魔女の存在を否定しえず、ただ魔女の自由は悪魔や病気によるうつ病の妄想だとか、裁判官は魔女の認定を誤まるとか批判していただけである。靈（善靈と悪靈）のいない宇宙観をもっていない以上、彼らの思想が本来的に魔女信仰と相入れないというのでは必ずしもなかった。パドヴァ・アヴェロイズムは神学では全面的に教会の正統教義に譲歩していた。新プラトニズムのルネサンス魔術は基本的に、自らの魔術が悪魔と結託した魔女の魔術とは異なると防衛していただけで、アグリッパの師トリテミウスのように魔女迫害の主張者を生み出したし、新プラトニズムはピコの甥ジャンフラチエスコ、ボダン、ケンブリッジ・プラトニストとルネサンス魔術の攻撃者で魔女迫害の主張者を生み出す。そしてユマニスム一般は魔女の存在を証明し、その実例を豊富に示している古代の異教文化によって魔女論を補強し、その落し子の聖書主義は魔女の存在を証明し、その実例を数多く示し、そして神自らが魔女迫害を命じている聖書によって補強することになる。それに懐疑主義も、モンテーニュやアグリッパにおいては魔女迫害に対する懐疑となったが、啓示主義からする

ジアンフランチェスコやグランヴェルにおいては魔女迫害の主張となり、また懐疑主義はすぐに反宗教改革の武器となり、マルドナドは魔女迫害を主張し、その弟子のデル・リオは魔女迫害の最も有力な権威の一人になる。それにも拘わらず、一六世紀前半では魔女迫害の批判者の声の方が強かったのは、時代による。時代は自由都市、君主、諸侯、司教の保護のもとに、中世の伝統を野蛮だとして拒否し、古代に知恵を求めるルネサンス・ユマニスムの時代を迎えていた。ルネサンス・ユマニスムは確かに、伝統を拒否させた精神的安定感の喪失でさえ、《中世の秋》であったが、しかしルネサンス人は強烈に文化的断絶を意識していた。一九世紀のルネサンス観の神話を否定するに熱心なあまり、このことまでも忘れてしまつてはならない。無教養な『鉄槌』は一六世紀前半にはほとんど出版されず、もはや忘れられたかのように扱われていた。魔女論が知識人を説得するには、もはや中世暗黒時代のアキナスの権威や魔女裁判の経験だけでは不十分で、ユマニスムやその落し子の聖書主義による革新が必要であり、その過程でルネサンス魔術の問題に直面しなければならなかった。

フィチーノとピコに代表されるフィレンツェの新プラトニストはプロティノス、ヤンブリコス、偽ディオニュシオス、何よりもギリシアの知恵のもとになった古代エジプトの知恵を伝えるものと考えられたヘルメス文書、神がモーゼに与えた古代イスラエルの知恵を伝えるものと考えられたカバラ、といったヘレニズムの神秘教説を復興し、新しい世界観を展開していた。⁽⁶⁾ 元素だけでなく、宇宙精 (spiritus mundi)、宇宙霊 (anima mundi) が階層秩序をなして流出している宇宙を、一方で小宇宙、神の写したる人間が上昇し、神と合一すべき本来の哲学＝宗教、従つてそれを基準にしてすべての宗教を和解すべき《原始神学》《敬虔哲学》《学問的宗教》を展開し、他方で小宇宙、神の写したる人間が操作し、支配すべき実践的学問としての《自然魔術》を展開していた。この世界観の決め手は宇宙精や宇宙霊が愛憎(吸引と反発)の絆で関係し合う人間化された宇宙であり、そこでは神の摂理や悪魔の奇跡は二次的であり、人間

こそが奇跡を行う。ここで自然魔術とは靈（善靈と悪靈）を使う招霊魔術が悪魔と関係する危険から靈とは関係せず、靈と元素を仲介する精を使う錬金術魔術、占星術魔術、詩歌・音楽魔術のことである。彼らはピエトロ・ダバノ、マダヌス、アヴィケンナ、アラビアの魔術書『ピカトリクス』、ユダヤの魔術書『ソロモンの鍵』といった中世の伝統的魔術から決定的な影響を受けていたが、その招霊魔術の故に、ヘルメス文書のアスクレピオスとともに、悪魔と関係する《異教・異端魔術》として自らの自然魔術とは厳格に区別した。しかしトリテミウス、アグリッパ、パラケルスス、ディール、ブルーノといったファウスト的放浪知識人や宮廷魔術師はフィレンツェの魔術にとどまらず、伝統的魔術と結合してより危険な方向に踏み出していた。その代表はアグリッパであり、彼はトリテミウスに捧げた『隠秘哲学』（一五三三年）でフィレンツェの魔術と伝統的魔術を総合し、ヨーロッパ中に影響を与えた。彼の魔術は新プラトニストの宇宙の三分割、地上の世界、天体の世界、靈の世界に対応して、自然魔術、天体魔術、宗教儀式魔術からなり、フィレンツェの魔術のように靈と元素を仲介する精にとどまらず、またヘレニズムから復興した、靈と造物を仲介する下級の中立的な靈、ダイモンにもとどまらず、積極的な靈（善靈と悪靈）と関係する。彼は自らの魔術師という知恵者の魔術が悪魔と結託した魔女の魔術とは異なると防衛していたが、しかし彼の著作とされた『隠秘哲学』第四巻と悪魔の化身とされた彼の黒いブードル犬とともに、ルネサンス魔術を危険なものにしていた。

ヨーロッパではルネサンス魔術はほとんど受け入れられなかったし、データブルやその弟子のリヨンの医者シャンピエ初め新プラトニストがフィレンツェの影響によってヘレニズムの神秘教説を広めていたフランスでもほとんど受け入れられなかった。ルネサンス魔術を受け入れたのはリヨンのアグリッパ・ド・ビニエのグループ、ガウリクス初めイタリヤから来た魔術師やトロワ・ゼセルといった魔術師を保護した宮廷、とくにカトリックの宮廷だけであった。データブルやシャンピエからして、ピコの甥ジャンフランチェスコやヴィーア同様、原始神学が原始魔術となり、占

星術魔術が悪魔と関係してゆく《異教・異端的逸脱》の危険を批判していた。⁽⁹⁾ フィレンツェから決定的な影響を受けたプレイヤッド派の詩人、バイフの詩歌・音楽アカデミー、ティヤールやラ・ポドリもオルフェウスの歌初め詩歌・音楽魔術の魔術の要素を剥ぎ取り、新旧両派を和解すべき福音主義的詩歌・音楽を創造しようとしていた。⁽¹⁰⁾ ルネサンス魔術の影響を決定的に受け、それとパドヴァの占星術、中世の伝統的な占星術や予言を結合し、君主や大貴族の宮廷で広まったノストラダムスやポステルに代表される占星術的—神秘的予言でさえ、魔術の要素には注意していた。⁽¹¹⁾

最初に一五世紀末の魔女論を聖書主義とユマニスムによつて革新して再興し、ルネサンス魔術を魔女論の体系に組み込んだのはプロテスタントであつた。ルターもカルヴァンも神自らが生かしておいてはならないと命じている魔女（出エジプト記二一—18、レビ記二〇—6、27）を放置するつもりはなく、その弟子たちが六〇年代からドイツのルター派領邦、デンマーク、トランシルヴァニア、スコットランド、そしてイギリスと彼らが征服した国々に魔女迫害を運んでゆき、そしてハイデルベルク大学教授エラストゥス（『魔女についての討論』一五七二年）、ジアンの牧師ダノー（『魔女についての対話』一五七四年）が理論化した。その後を新プラトニズムの影響を決定的に受けていた一六世紀後半のヨロップ最高知性ボダンが引き継ぎ、ボダンの魔女論は、これ以後ローマとジュネーヴを司令所とする国際的イデオロギー闘争のなかで熱狂的な魔女迫害の時代を迎えるヨーロッパ中で、非常な成功を収めた。著者の信仰をユダヤ教的異端とみなすローマの禁書処分、イエズス会士ポセヴィーノやデル・リオの批判、リーグの批判、著者自身も魔女だとするパリ高等法院の弁護士ピトゥッやリーグの攻撃、それに著者の信仰をユダヤ教的カトリックとみなすカルヴィニストの翻訳者ユニウスやフィシャルトの批判、ハイデルベルク大学教授ヴィテキントの批判にも拘わらず、魔女迫害の権威としての地位は揺るがなかつた。⁽¹²⁾ フランスではこれ以後、何よりもボダンと、デル・リオの著作（『魔術探究』一五九九年）が出るまでの『鉄槌』を権威に、ブルゴーニュ伯爵領の裁判官ボゲ、ボルドー高等法院の裁判官ド・ランクル、

ロレーヌの検事総長レミ、コンドン初審裁判所の検事補佐デュプレクス、アンジェ初審裁判所の評議員ル・ロワイエ、ル・マンの弁護士マセ、ムーラン初審裁判所の検事ゴールマン親子、といった世俗の法律家で熱狂的な魔女迫害を行うことになる。⁽¹³⁾

ボダンが魔女の問題を考えたのは、もちろんこの七八年四月の魔女裁判が初めてではない。魔女の問題は彼にはなじみの問題であった。四九年にナントで魔女裁判を研究して以来、とくに異端と魔女迫害の拠点トゥルーズ⁽¹⁴⁾に移って以来彼は熱心に、あるいは熱にうかされたように超自然現象、魔術や魔女に関する知識を集めてまわっていた。トゥルーズ時代には既に述べた悪霊による超自然現象の話を集めているだけでなく、医者による棒占いと四日熱をなおす魔術を見たり、トゥルーズの近くのモーベに魔女のサバトがあるという話、友人の四日熱を魔術によって自分に移して死んだポルドーの魔女の話、トゥルーズの近くのサヴィヤック司教区の嵐だけを引き起す魔女の話を集めている。⁽¹⁵⁾ 彼が自分の眼で確認したいという欲望をその危険性からどうにか抑え、旧約や古典古代の著作、権威、法律の研究によって魔女に関する話をすべて、悪魔との契約、性交、空中飛行、狼への変身、サバト等々すべて、確信したのはこの魔女迫害の拠点トゥルーズ時代のことであろう。

《確かに、私はかつて魔女の飛行や悪魔との会合をこの眼でみたいという激しい欲望にとりつかれていた。しかし、この主題に関する古代ギリシア人、ローマ人のあらゆる書物や最も古い時代にまで遡る神法、人間法を現代の魔女の話、告訴、告白、それにかかる魔女社会の自撃者の証言と比較検討した結果、確実に認めざるをえないことが解った。それに広く世間に知れわたっていることが真実であるか否かということで、生命の危険をおかすべきではないと考えた。これはライオンから食事招待されたが、そのほら穴に入ろうとはしなかったイソップの狐を想起してのことである。「すべて君の反対向きにあって、その逆向きには一つもない足跡が私を恐れさせるからである。」⁽¹⁶⁾》

パリ高等法院の弁護士時代には、若い男が魔術によって師を動かすのや《有名なイタリア人の魔女》の指予言を見、パリ高等法院がこれまで行つた魔女裁判の記録を調べ、そしてプロテスタントのランゲやポイツァー——このメランヒトンの娘婿は神秘的な現象、魔術や魔女の権威であつた(『主要な予言についての註解』一五五三年)——から狼への変身などの神秘的現象の知識を得た。彼はこの時期には魔術や魔女に関する知識をパリ高等法院の過激派カトリックのレジストと、既に一五世紀末の魔女論を再興して魔女迫害を開始していたプロテスタントの両方から得、パリ高等法院の予審部の長官バルテルミー・フェの『魔女』(一五七一年)とダノーの『魔女についての対話』は彼の権威となる。⁽¹⁸⁾ 政治生活の過程では、六七年にポワティエの裁判長から彼が火刑に処した四人の魔女と別の二人の魔女の知識を得、六九年にパリ高等法院でオーヴェルニュ生まれの魔女の訊問に立ち合い、七一年に宮廷で有名な宮廷魔術師トロワレゼシユルの訊問に立ち合つてフランスには魔女が一〇万以上、あるいは三〇万以上もいることを知り、七三年にラングルの公爵——司教デ・カールが魔術によつて四日熱にかかつたのを見、七四年にパリ高等法院から絞首刑に処された盲の魔女を見た。⁽¹⁹⁾ また七二年一月に出現してヨーロッパ中でコペルニクスよりもはるかに強い衝撃を与え、七四年初めに消えた新星に、七七年の新星とともに、強い衝撃を受けた。この星は彗星、新星、その中間の星のいづれなのか、伝統的な宇宙論や神学では説明しえないこの星をどう説明するかをめぐつて果てしなく論じられたが、とにかく何らかの大変革が起ることの天啓であつた。ティールコブラエ初めヨーロッパ中の占星術師が、大変革の前触れにおびえながら新星の観測に没頭した。カトリックの宮廷は死の恐怖におびえ、ポステルやゲマはベツレヘムの星の再現、キリストの再来のしるし、つまり終末のしるしを見た。⁽²⁰⁾ そしてボダンも、反宗教改革派とユグノー派がお互いにサン・バルテルミーの虐殺に対する神の称賛と神の報復のしるしを見て称賛しているのをあざけり、フランスに対する《神の怒りのしるし》を見て、フランスがますますベスト、凶作、内戦に見舞われることにおびえた。⁽²¹⁾ 彼はこの時期にカトリックと

幼女の宮廷で保護されているのを知った宮廷魔術師を、《宮廷の魔女》として最も激しく告発することになる。ランに退いていたときには、死刑ではなくて鞭打ち刑に処されたがために憤慨した住民から石で殺された二人の魔女の話、無罪とされたがために復讐を受けて殺された子持ちの魔女の話を聞き集め、ランの初審裁判所検事トリブモンの検事総長から彼らがなした魔女裁判の知識を得、ランの城外で魔女が地面に穴を掘って、悪魔に忠誠を誓うのを見た²²。彼はこの時期宗教戦争に危機意識をもち、このインフレの時代に定職もなく生活に苦慮しながら、自分の娘までも魔術によって白痴にされているのを知った。《ある魔女の許すべからざる魔術によって私の若い近親者が魂を完全に奪われ、その後ずつとまったく魂のないままであることを私は明確に探り出した》²³。プロワの三部会に参加したときには、宿屋の主人から魔術によって女性を手に入れた魔女の話、プロワの検事総長から子供の魔女の話、代議員として来ていたシャトー・ルールの裁判長から彼が火刑に処した魔女の話、同様にヴィトリール・フランセの裁判長からフランドルの魔女の話を聞き集め、そして宮廷でアンリ三世が魔術師ル・コントに特許状を与えるのを見た²⁴。彼はこのとき、アンリ三世の治世のアナキー状況のなかで裁判官が魔女裁判にとりかかり始めたのを知った²⁵。

このように、ボダンとはトゥルーズ時代以来《この不幸な時代》²⁶の不安のなかで休みなく超自然現象、魔術や魔女に関する知識を集めていた。しかし魔女の实在を信じてそれに関する知識を集めることと、魔女を生きながらの火刑に処せ、それもフランスには三〇万以上も魔女がおり、特任官の任命、密告の制度化、仲間の自由の重視によって大量に探索し、できるだけゆっくり焼き殺せ²⁷と主張することは別であり、そこには飛躍がある。この飛躍を可能にしたのは何よりも宗教戦争に対する危機意識の昂揚であり、そのなかでユダヤ教（旧約）化した神観、宇宙観が国家論と結合した結果である。これはまぎれもなく『国家論』の著者であり、『国家論』における宗教戦争に対する危機意識、宇宙論と国家論の結合がここに恐るべき帰結をもたらした。君主が悪魔と結託した魔女を罰せずに放置し、それどころ

か魔女たる宮廷魔術師を保護することに神は怒り、微罰としてこの宗教戦争を起こし、君主、さらには国家を滅ぼそうとしているのだと彼は考えた。

国家は、神が天使と悪魔を使って支配する宇宙と対応して、善人に対する報酬と悪人に対する刑罰を基盤とし、これが厳格に守られないと国家は不可避的に滅亡する。むしろ国家は彼の恐るべき正義の神、悪魔を使って罰する神を主権者とする宇宙に従属した有機体であり、悪人に対する刑罰の方を主要な基盤とし、刑罰の目的は何よりも《神の怒りを鎮め、国民全体に対する神の報復を避けること》にある。⁽²⁸⁾ 神自身が生かしておいてはならないと命じている魔女、悪魔と結託して神に挑戦するという最大の罪を犯している 《真の異端》(《単なる異端》とは厳密に区別される)⁽²⁹⁾ を君主が厳格に罰しなければ、直接の責任者である君主だけでなく全国民が神の報復をうけ、ペスト、凶作、内戦に見舞われるのである。

《君主には魔術の罪のような神法が死罪に定めている罪を許す権能はない。それに神の主権に直接反逆するまったく恐るべき悪を許すことは、神にひどい侮辱を加えることであり、どんな君主でもまず何よりもそうした悪に微罰を加えるのである。魔女を放置したり、厳格に罰しない君主は魔女の意のままに、神に見捨てられたことを確信してよい。魔女を生かしている国はペスト、凶作、戦争に見舞われ、魔女に微罰を加える国は神の祝福をうけ、神の激怒を鎮める。》⁽³⁰⁾

この点ボダンが最も激しく告発する魔女は 《宮廷の魔女》、つまり宮廷魔術師である。《この寄生虫》《これ以上に危険なものはないペスト》は、《どんな身分であれ、たとえ大領主であれ、身分を考慮することなしに拷問にかけ、十字架につけねばならない。》⁽³¹⁾ 何故なら奴らは君主を《魔女君主》にし、国家を滅ぼすからである。

《宮廷の魔女を厳格に罰したいのは……宮廷の魔女が大きな業績をあげようと、大領主の魔術を見たり、知りたいという好奇心を利用して宮廷の君侯や貴婦人をすべて毒し、そして主権君主まで毒さざるをえないからである。君主を味方につけること以上に悪

魔が熱望していることは決してない。何故なら君主は悪魔に取り入れられると、悪魔の意志を實行し、流血を見、悪魔にいけにえを捧げようと——無辜の血以上に悪魔に気に入るものはない——、宗教を一切無視し、あらゆる放蕩、不倫、殺人、残虐、強奪の實例を臣民に示し、臣民間に反乱や内戦を起すからである。⁽³²⁾

以上の議論の権威はすべてモーゼ五書を中心に旧約であり、マイモニデス、フィロンといった《ヘブライの学者》のその註釈である。

こうしてボダンはヴァロワ家を魔女の保護者や魔女君主として激しく攻撃し、ヴァロワ家に対する期待をまったく失なつた。カトリックと幼王がトロワロゼンセル初め主にイタリアから入つてきた大物の宮廷魔術師を保護し、魔女を膨大な数に増大させたことが君主の短命と国家の悲劇の原因であつた。⁽³³⁾ そもそもシャルル九世は自身魔女であつた。⁽³⁴⁾ アンリ二世も激しく攻撃した。《キリスト教国の最も偉大な君主の一人》アンリ二世は、彼同様魔女を保護する大領主や著名な人物から魔術をかけた黄金のジュピター像を送られ、その彫像を魔術によつて大きくしたが、その像は《憐れにも》彼の死後首がもげた。またナポリ人の魔女を一二〇〇リーヴルという高級で備い、《私の保護者》と呼んで熱愛し、裁判官が魔女を追求するのを妨害した。⁽³⁵⁾ そして彼の理想の君主フランソワ一世でさえ、名前はあげていないが、攻撃した。《今世紀の偉大な君主》は魔女を使ってバヴィアの戦いの結果を知ろうとしたがために大敗し、また魔女を使って自分の子供の病気を直そうとしたがためにその子供は死んでしまった。⁽³⁶⁾ それに『国家論』で大きな期待を表明したアンリ三世も、宮廷魔術師の保護者たることを実際に見て知つていた。後にアンリ三世を魔女君主として激しく攻撃するリーグと行動を共にし、ラテン語版の『国家論』ではアンリ三世の《いやしがたい狂乱》を激しく攻撃し、こうした《邪悪な人間や悪霊》を保護する君主を、《不死の善霊》に導かれる正しい君主との対比で、暴君と規定することになる。⁽³⁷⁾

- (1) *Démonomanie, réfutation*, fol. 218.
- (2) *Ibid.*, préface; II, 4, fol. 80; II, 6, fol. 95v; II, 7, fol. 104-104v; III, 2, fol. 129; III, 4, fol. 140v; IV, 1, fol. 169v; IV, 4, fol. 189v; IV, 5, fol. 212v; *réfutation*, fol. 227.
- (3) *Ibid.*, préface. *Réfutation*, fol. 218 を参照。
- (4) 魔女論と魔女裁判については、何よりモトマヨロームの研究が参照やぶべきである (H. R. Trevor-Roper, *The European Witch-Craze of the Sixteenth and Seventeenth Centuries*, in: *Religion, the Reformation and Social Change*, London, 1966; 2nd. ed., 1972, pp. 90-192)。ただその後魔女裁判の実証的な歴史的・社会学的研究が進み、この点から一部批判や修正 (E. N. Monter, *Witchcraft in Tudor and Stuart England*, London, 1970, p. 9) こと以外に、新プラトニズムとネサンス魔術の位置づけ、従って彼が重視するボダンの位置づけも彼が感じている以上に問題があると思われる。この点はボダンの魔女論の理論的研究の中心課題であり、以下でその導入をやり、別に詳論したい。
- なお邦語文献には、魔女をウーマン・リブの悪女にしたてたミシュレの『魔女』(現代思潮社)、一九世紀流の自由主義的合理主義で扱った森島恒雄氏の『魔女狩り』(岩波)、それにバッシュビッツの『魔女と魔女裁判』(法政大学出版社)がある。
- (5) 魔女を悪魔と結託した異端と初めて規定した、カルカソンスの異端審問官ヴィネティの『悪魔に訴える者への攻撃』(一四五〇年頃書かれた)。魔女のサバト像を確立した、フランス領サヴォワの異端審問官の『カタリ派の誤謬』(一四五〇年頃書かれた)。『鉄槌』の先駆をなす、北フランスの異端審問官ジャッキエの『異端の魔法使に加える鞭』(一五八一年。一四五八年に書かれた)。最初のフランス語の魔女論である、リヨンの異端審問官の『リヨンのヴァルド派』(一四六〇年に書かれた)。百年戦争によって増大した魔女の迫害を主張する、ポワティエの聖堂参事会員で大学評議員マモールの『魔女に加える鞭』(一四九〇年。一四六二年頃書かれた)。
- (6) 以下ルネサンス魔術にめぐって、D. P. Walker, *Spiritual and Demonic Magic from Ficino to Campanella*, London, 1958, Kraus Reprint, 1976; P. O. Kristeller, *Renaissance Thought*, I, II, New York, 1961, 1965; F. A. Yates, *Giordano Bruno and the Hermetic Tradition*, London, 1964; C. G. Nauert Jr., *Agrippa and the Crisis of the Renaissance Thought*, Urbana, 1965; 清水純一『ジオルダーノ・ブルーノの研究』(創文社)、ガレン、清水・斎藤訳『イタリァ・ルネサンスにおける市民生活と科学・魔術』(岩波)、シヨールム、高尾訳『エダヤ教神秘主義』(河出書房新社)、それに荒井

献氏によるルヌス文書の翻訳（『エヒクスターナー』七五年一〇月号より連載中）参照。

- (7) 一般的には、D. P. Walker, *The Prisca Theologia in France*, Journal of the Warburg and Courtauld Institute, vol. 17, 1954, pp. 204-59; A. M. Schmidt, *L'occultisme en France des origines au début du XIXe siècle*, Le table ronde, tom. 31-6, 1950, pp. 209-313; J. Dagens, *Hermétisme et cabale en France de Lefèvre d'Étaples à Bossuet*, Revue littérature comparée, tom. 35, 1961, pp. 5-16 参照。
- (8) R. Griffin, *Agrippa d'Aubigné and the Sixteenth Century Occultism*, Renaissance Forschung, Bd. 61, 1967, SS. 114-32.
- (9) Walker, *Spiritual and Demonic Magic*, pp. 146-56, 167-70.
- (10) Walker, op. cit., pp. 119-26. F. A. Yates, *The French Academies of the Sixteenth Century*, London, 1947, Kraus Reprint, 1973, ch. III, IV.
- (11) E. Pasquier (éd. par D. Thickett), *Lettres historiques pour les années 1556-1594*, Genève, 1966, pp. 34, 286, 360; L. Thorndike, *A History of Magic and Experimental Science*, V, pp. 275 ff; W. J. Bouwsma, *Concordia Mundi: The Career and Thought of Guillaume Postel (1510-1581)*, Cambridge, 1957, pp. 138ff; F. Secret, *Guillaume Postel et les courants prophétiques de la Renaissance*, Studi francesi, tom. 3, 1957, pp. 375-95; F. Secret, *De quelques courants prophétiques et religieux sous le règne de Henri III*, Revue de l'histoire des religions, tom. 72, 1967, pp. 1-32.
- (12) Bezold (III-47), SS. 18-23, 27-8. 更に、後のリーグ支配の時代を参照。
- (13) R. Mandrou, *Magistrats et sorciers en France au XVIIe siècle*, Paris, 1968, pp. 121-52.
- (14) トウルルイズは南フランスにおけるアルビ派、ヴァルド派、カルヴァン派といった異端迫害の拠点であつただけでなく、魔女迫害の拠点でもあつた。ヨーロッパで初めて本式の魔女裁判が行われたのは一二七五年、アルビジョワ十字軍が終つて異端審問所と大学が創設された半世紀後のトウルルイズであり、この裁判で初めてドミニコ会士トマス・アキナスがアウグスティヌスに従つて体系化したばかりの悪魔との性交が自由された (H. C. Lea, *A History of the Inquisition in the Middle Ages*, London, 1888, III, p. 384. Soldan-Heppe (herausg. von M. Bauer), *Geschichte der Hexenprozesse*, München 1912, Darmstadt 1972, I, SS. 151, 198.)。トシズムを正統に据えた南フランス出身の博学な法皇ヨハネス二世の魔女教書に従つて、一三二〇年から本格

的に魔女裁判を開始し、魔女のサバト像を初めて確立したのもトウルーズ——それにカルカソンヌ——であった (Soldan-Heppe, a. a. O., SS. 199-202. J. C. Baroja (tr. by Glendinning), *The World of the Witches*, The University of Chicago Press, 1965, pp. 84-6.)。それにフランスで世俗の裁判による熱狂的な魔女迫害が始まる一五八〇年代に先がけ、トウルーズ高等法院は既に宗教的対立が激化した四〇年代から魔女迫害を再開し、七七年の一年間だけで四〇〇人を火刑に処し (これはド・ランクルとトウルーズの法学者ピエール・ダレゴワールの証言によるが、第六次宗教戦争で処刑されたエグノーも魔女に救えられていよう。新旧両派は互いに相手が魔女であった)。これ以後も迫害を続けた (M. Foucault, *Les procès de sorcellerie dans l'ancienne France devant les juridictions séculières*, Paris, 1907, p. 140. Trevor-Roper, op. cit., p. 144. Mandrou, op. cit., pp. 92, 256-7, 379-80, 472-8.)。

- (15) *Démonomanie*, II, 1, fols. 56v-7, 58; II, 4, fol. 83v; III, 2, fol. 130; réfutation, fol. 241v.
- (16) *Heptaplomeres*, II, p. 15 (Curtius).
- (17) *Démonomanie*, II, 1, fols. 54v, 55v; II, 6, fols. 98-98 v.
- (18) *Ibid.*, préface; II, 4, fols. 82, 85; IV, 1, fols. 167, 170; IV, 4, fol. 193.
- (19) *Ibid.*, préface; II, 1, fols. 51v, 57v-8; II, 4, fols. 79v, 82v-3, 86; III, 1, fols. 124v, 125v-6; III, 2, fols. 129-9v; III, 3, fol. 133 v; III, 5, fols. 151-1v; IV, 1, fols. 166v, 167, 168v; IV, 4, fol. 193; IV, 5, fols. 199v, 211v; réfutation, fol. 247.
- (20) Thorndike, op. cit., VI, pp. 67-98. Secret, De quelques courants prophétiques..., op. cit..
- (21) *Démonomanie*, I, 7, fols. 48v-9.
- (22) *Ibid.*, IV, 1, fols. 166, 170; IV, 4, fols. 190, 190v, 192; IV, 5, fol. 197v.
- (23) *Heptaplomeres*, II, p. 16 (Fridericus).
- (24) *Démonomanie*, I, 3, fol. 17-17v; II, 1, fol. 57v; II, 4, fol. 87-87v; III, 3, fols. 137v-138; III, 5, fols. 149v-150.
- (25) *Ibid.*, IV, 1, fol. 167: 《その後、とくにシャルル九世の死後人々は少しづつ目をさました。裁判官はもはやシャルル九世の治世下でなめたような困難を感じなくなった……。》
- (26) *Ibid.*, IV, 2, fol. 180.
- (27) *Ibid.*, IV, 1, fols. 165v, 167-9.

但し、ボダンは大量魔女迫害の主張にも拘わらず、裁判の濫用の危険には注意した。教会裁判が異端審問の延長として用い、世俗裁判がローマ法の影響で用いていた拷問には否定的で、代りに誘導訊問を使うように主張し、また被告の財産を国庫や教会に没収することに反対し、基本的に相続人に残して一部を密告者への報酬と公共の慈善事業に使うように主張した (Ibid., IV, 1, fol. 172; IV, 3, fol. 183; IV, 5, fols. 203v-4v. République, V, 3, pp. 721-9)。魔女迫害の権威の一人が拷問や財産没収に反対していることは、魔女の問題が必ずしも一九世紀流の自由主義的合理主義者が考えるような、拷問や財産没収を決定的な決め手とする皮相な現象ではなく、より深い根をもつていたことを示している。

- (28) Ibid., IV, 5, fols. 194v-5. République, V, 4, pp. 729-30 参照。
- (29) Ibid., IV, 5, fols. 196v, 216-6v. この区別はボダンの宗教的寛容論との関連で重要である。
- (30) Ibid., IV, 5, fol. 216v. 同註 IV, 1, fol. 166; IV, 5, fol. 228. République, I, 10, p. 240 参照。
- (31) Ibid., IV, 5, fol. 200v.
- (32) Ibid., IV, 5, fols. 211v-2.
- (33) Ibid., préface; III, 5, fol. 151v.
- (34) Ibid., II, 6, fol. 97v. 狼に変身する《キリスト教国の最も偉大な君主の一人》で、《世界で最も大物の魔女の一人》はシャルル九世に違いない。
- (35) Ibid., préface; II, 1, fol. 53v; IV, 1, fol. 167.
- (36) Ibid., I, 5, fol. 41v; III, 4, fol. 140.
ボダンはヴェューブが『悪魔の眩惑』で述べている「フランソワ一世にマドリードの城から捕われの子供をフランスに空輸して救出することを約束したが、何もしなかったドイツの魔術師の話については、『馬鹿げたこと』で『作り話』だと反論した (Ibid., réputation, fol. 235)。国民的ブライトが反論させたのだろうか。
- (37) De Republica, epistola; II, 4, p. 201.

《イギリスとネーデルラント》

ボダンは一五八〇年末に、王弟フランソワの訴願審査官に復職した⁽¹⁾。王弟フランソワは七六年以来、コリニーの後

をうけてのネーデルラントの反スペイン闘争への支援と、兄アンリの後をうけてのエリザベス女王との結婚という二つの企てによってノストラダムスの予言を実現しようとしていた。そしてボダンが復職した時点では、両方の企てに成功できる最も近い地点に立っていた。この二つの企ては密接に関連しており、その接点は一六世紀前半のイタリアに代る、一六世紀後半のヨーロッパ国際政治の焦点ネーデルラントであった。

ネーデルラントでは、七八年以降スペインがドン・ファンに代った総督パルマ公アレックスサンドロ・ファルネーゼの才能とネーデルラント内部の諸党派の対立激化によって権力回復に非常な成功を収めていた。ファルネーゼは軍事的才能だけでなく、ドン・ファンに欠如していた、かつての総督マルガリータ譲りの外交や統治の才能をもっていた。彼は軍事と外交、統治を巧みに組み合わせ、まず南部のワロン語地方を解決し、次にそれを北部に広げてゆく政策をとった。ファルネーゼのワロン語地方との講和のチャンスは、ネーデルラント内部の諸党派の対立激化によって訪れた。七六年一月のガンの和約、とくに七七年二月の永久勅令以後、ネーデルラントでは中、下層の都市市民を中心とする南部のカルヴィニスト過激派、カトリックの大貴族と聖職者を中心とする南部の議会派、それにカトリックの都市貴族を中心とする北部の議会派の間で対立が激化し、内戦の様相を呈していた。議会派のスペインとカトリックに対する妥協的態度に不満をもったカルヴィニスト過激派は、ファルツ選帝侯の息子ヨハン・カジミールに保護されて都市革命運動を起こし、ガンを拠点に次々と南部の諸都市を手中に収めていった。この事態に恐れをなした議会派のなかで、その主流をなす南部のワロン語地方は大貴族ラレン、モンティニ、ハーゼなどを指導者に《不平分子派》を形成してカルヴィニスト過激派と軍事的に対立し、カルヴィニスト過激派と気脈を通ずるオラニェ公とも対立した。そして七八年七月には全国議会の名において、何もできない皇帝の弟マティアスに代えて王弟フランソワを、《スペイン人とその同盟者の暴政に対するネーデルラントの自由の保護者》に任命し、フランスの軍事的援助を要請した。ワ

ロン語地方がカルヴィニスト過激派の社会革命に恐れをなして、単独行動をとり始めたのを見てとったファルネーゼは、フェリーペの主権とカトリックを守ることを条件に、スペイン軍団の撤退、伝統的特権の尊重、すべての外国人の官職からの解任を約束した講和を申し入れた。この申し込みは成功し、ワロン語地方は七九年一月にアラス同盟を結成し、五月にスペインと講和して全国議会から離れた——北部とフランドル、ブラバントの諸都市はスペインの軍事的脅威からカルヴィニストに大幅に譲歩して、ユトレヒト同盟を結成した。アラス同盟との講和に成功したファルネーゼは次に、まだフェリーペよりも王弟フランソワの方に親近感をもっているワロン語地方におけるスペインの影響力の強化と、七九年六月に四ヶ月にわたる闘いの後に占領したマーストリフトを拠点に北部への軍事的侵入の機会をねらっていた——当時皇帝の仲介によって、ケルンでだらだらと続けられていたオラニエ公とフェリーペの和平交渉は無駄な試みだとみていた。もはやスペインの勝利は確実だと思われた。フリースラントとグロニンゲンもスペイン側について、オーヴェルアイセルに脅威を与えていた。ただスペインの勝利はオラニエ公が生きている限り、更に多くの時間と銀をくうだろうと思われた。ここにグランヴェルはファルネーゼの反対にも拘わらず、カール五世の例にならってオラニエ公の首に償金をかけることを決定し、フェリーペは八〇年六月にオラニエ公を大逆罪を犯した反乱者だと宣言し、二万エキユの償金をかけた。ファルネーゼの懸念は適中した。内部で対立していたカルヴィニスト過激派と議会派はオラニエ公のもとに結束し、オラニエ公は彼の牧師ウィリエールとランゲが作成した「弁明」でスペイン暴君政の暗黒政治を激しく告発し、フェリーペの廃位とスペインからの独立を明確に打ち出した。しかし威勢のいい言葉にも拘わらず、オラニエ公の立場は非常に不安定であった。彼の生命だけではなく、正統性も疑われており、世界最強のスペインを前にして外国の軍事的・経済的援助もなく孤立し、勝利の見込みはまったくなかった。こうした危機的状況を前にして、オラニエ公は八〇年八月に王弟フランソワを王に迎えることを決定し、多少の困難はあったが議会を説得した。王弟は、ランゲやデ

ユプレシロモルネが言いふらしているようにあまり信用できない男かもしれないが、非常な利点をもっていた。オラ
 ニエ公自身が王になればスペインが主張している通りに非合法な反乱となるが、王弟はフランス王家の次期王位継承
 者であり、フランスの援助も期待できた。また王弟はエリザベスの婚約者であり、エリザベスが決っていたイギリス
 の援助も期待できた。それに王弟はワロン語地方でまだ支持されており、ワロン語地方を再び味方につけることも期
 待できた。ここに全国議会は王弟フランスワを王に迎える条件、中世のブラバントのマグナ・カルタ「喜びの入城」
 の伝統に立って、モナルコマキの理論を適用した制限君主政の条件を決定し、九月にプレシロモルネの城で交
 渉に入った。王は《今までの条約、契約、法律、特権、自治権、自由、慣習、それにユトレヒト同盟》を守り、毎年
 開かれる全国議会の承認のもとに政策を遂行しなければならない。そして王には全国議会と各地方に対するこの協定
 の誓約義務が課され、《殿下もしくはその後継者がこの協定にどの点であろうと違反した場合には、議会は服従、誓
 約、忠誠からいっさい自由に解放され、他の王を選任するか、さもなければ自ら国事にあたることができる。》この交
 渉では、王弟フランスワの側近はこうした王に対する強力な制限と議会の強力な権限のもとでは、王ではなくて議會
 が統治することになると強く反対し、王の《主権》を強く主張した。しかし議會側はスペイン《専制支配》下でなめ
 た経験と《主権》にあたる言葉がオランダ語にないということ⁽¹⁾を根拠にして、制限君主政の原則を一步も譲らなかつ
 た。結局王弟は側近の反対を押し切り、王になれることに喜び勇んで同意した。⁽²⁾（この交渉にボダンが参加したかどうか解
 らないが、側近の主張にはボダンの主権論の影響がみられる。ボダンも後に側近の主張をより詳細に論じて、彼の主人がネーデルラント
 王になることに反対する。）翌八一年一月に全国議会はその条件で王弟フランスワを王に迎えることを正式に承認し、王
 弟も文書で正式に同意した。そして全国議会は七月にフェリーペの廃位とスペインからの独立を宣言し、王弟フラン
 ソワを王に迎えることになった。

エリザベス女王は七三年末の結婚交渉以来だらだと王弟フランソワの《永遠の許婚》という状態にあったが、王弟がネーデルラントに足場をえた七八年以来二人の結婚は現実問題となりつつあった。エリザベスのこの時期の基本的ネーデルラント政策は反スペイン闘争を続けさせながら、しかも自らはできるだけ関係しないことであつた。軍事的援助はスペインとの戦争の引き金となり、問題にならなかつた——これは最後の手段であり、その場合にはフランスと同盟してなされねばならない。経済的援助はきりがなく、彼女は反宗教改革十字軍に恐れおののく枢密顧問の反対にも拘わらず、援助を渋っていた。そもそもエリザベスはネーデルラントの反徒を非常に嫌っていた。彼らは世界最強のスペイン相手に戦争を始めたというのに内輪争いばかりし、しかもコチコチのカルヴィニストで低い社会層の乞食団に率いられている。できれば経済的援助も止めたいが、しかしそうすれば枢密顧問たちが恐れているようにネーデルラントはただちにスペインの手におち、反宗教改革のイギリスに対する聖戦の拠点となつてしまふだろう。事実これ以後八〇年代はエリザベスにとつて最も困難な時代であり、法皇、フェリーペ、ギーズ家の反宗教改革十字軍の力は日々強化され、イギリスに対する聖戦をあと、アイルランドやメアリーを支持するスコットランド、イングランド北部のカトリック貴族に援助して介入していた。またネーデルラント南部のドゥエイの神学校を拠点に、イエズス会士パーソンズとカンピオン率いる殉教精神に燃えた数多くのイギリス人伝道司祭とイエズス会士が、イギリスに送り込まれていた。フェリーペはこの時期にはまだ慎重で、法皇のささいな冒険にはあまり乗り気でなかつたが、ネーデルラント問題を解決して拠点を確立してから、イギリスに対する聖戦に向かおうとしていた。これは絶対に避けねばならない。エリザベスは難局打開の道がネーデルラントに招かれた王弟フランソワにあることに気付いた。王弟のネーデルラント介入は決して彼女が恐れるフランスの介入ではなく、この次期王位継承者はフランス王家から孤立している

——むしろアンリ三世とカトリックはエリザベスの予測以上にスペインとの対立を恐れて彼のネーデルラント介入に反対し、スペイン

との関係強化のためにカトリースの孫娘であるフェリーベの娘イサベラと結婚させようとしていたが、ここにこの二一才年下の婚約者であるフランス王家の若者を結婚という餌でイギリス側につけておきながら、しかもイギリスは関係せずに反スペイン闘争を続けさせることができよう。そしていざという場合にはこの次期王位継承者を通じてフランスと同盟し、スペインにあたることができよう。王弟フランソワの方もエリザベスを必要とした。彼はエリザベスとの結婚自体を望んでいたし、たとえイギリスでノストラダムスの予言を実現できなくても、ネーデルラントで実現するためのフランス王家からは期待できない経済的援助を期待できた。こうして王弟の熱心な求婚が始まった。七九年一月にサン・マルクの領主ジャン・ド・シミエが派遣され、求婚にあたった。宮廷生活、とくに愛の会話において広い教養に基づく優雅さと軽快さを要求するルネサンス廷臣道に通じたシミエは、エリザベスから《私の猿》というあだ名で寵愛され、非常な成功を収めた。そして八月に王弟フランソワ自身が従者を連れず変装して訪れた——もちろんこの訪問は広く知れわたったし、スペインの駐英大使メンドサは《フランソワの子供じみたトリック》についてフェリーベに報告している。彼は奇形児で信用のできない男だと言われていたが——結婚反対派の指導者ウォルシンガムは王弟に関する情報をおもにランゲとデュブレシロモルネから得ていた——、エリザベスには容姿も才智もすぐれているように見え、《私の蛙》というあだ名で気に入られた。政治的必要性の外に男性としても気に入られ、ここに二人の結婚は重大な様相をおびた——また結婚して子供を儲ければ、最も困難で、禍の源であるメアリーの問題も解決するではないか。枢密院は、ベリー、サセックス率いる結婚賛成派と、ウォルシンガム、レスター率いる結婚反対派に分かれて激しい議論を闘かわしたが、反対派の方が多かった。またロンドンのピューリタンを中心に激しい反対運動が起こり、日まじに広まっていた。彼らはフランスの背後に反宗教改革の勢力をかぎつけ、非常な危機感をもっていた。しかしエリザベスは結婚の意志を表明して反対派の顧問を宮廷から追い出し、議會を延期し、そして民衆の反対運動を弾圧した。七九年末にはもはやエリザベスは結

婚を決意したように思われた——相変わらず結婚の意志を表明したり、引つ込めたりしていたが、結婚の条項に署名がなされた。こうした状況で王弟フランソワは八一年に二回目のイギリス訪問に向つた。まずマルシオモンの領主ピエール・クロゼーをリーダーとする先発隊が派遣され、ボダンもそれに加わつて二月一九日にロンドンに到着した。スペインの大使メンドサは彼らの到着をこうフェリーペに報告している。

《女王はアランソンから派遣された紳士マルシオモン氏を待つていと二三日に書きましたが、彼が多くの紳士を伴つて一九日に到着しました。そのなかに彼の書記官として顧問ジャン・ボダンがいます。このジャン・ボダンは彼が書いた本によつて証明されますように、非常な異端者です》

先発隊の一行は宮廷で歓迎され、ボダンはエリザベスから女性統治批判を冷やかされて、《おどけ者》^{ボダン}といふあだ名をつけられたというエピソードがある。一行はまた、フランソワ・オトマンの息子ジャンによれば、ある貴族、おそらくジャンが仕えていた結婚反対派のレスター伯の晩餐会に招待され、そこでボダンはイギリスにおける王位継承の問題を露骨に質問し、《その他の点では博学さの故に尊敬されていたが、その無遠慮に知りたがる性癖の故に悪評を買つた》⁽³⁾。そして一〇月末に王弟フランソワが、カンブレへの軍事的侵攻や嵐のために失敗した何度かの渡航の企ての後、五〇〇名近くの従者を伴つてロンドンに到着した。彼は宮廷で豪華な祝宴によつて大歓迎され、経済的援助も結婚も約束されたかに見えた。エリザベスは経済的援助を約束し——彼の兄と折半し、また彼がギーズ家打倒の運動を支援するという条件つきであつたが——、一一月末には結婚指輪を与えて結婚を誓つた。ところがそのすぐ後に彼女は結婚の甘い夢を捨てて冷たい現実政治に立ち帰り、結婚の誓いをとり消した。このときのエピソードとして、ボダンがエリザベスに女王初め現在のすぐれた人物の伝記を書こうと思つており、そこでは《神が女王に注ぎ込まれた魅力、才智、立派な徳を決して忘れないでしょう》と語り、彼の主人との結婚の誓いにふれようとすると、エリザベスは即座に

《ボダン氏よ、あなたは何て言われるか御存知。嘘つきを信じたと言われ、著者は馬鹿だと言われるのですよ》と答えた、というのがある。⁽⁶⁾ 結局王弟フランソワは結婚解約金という形で分割払いされる六万ポンドを約束され、一万ポンドがすぐに支払われただけで、八二年二月にイギリスを去って、有名な軍人や政治家がかったの栄光を埋葬する墓場ネーデルラントに向うことになる。

ボダンはこれまでイギリスの政治についての知識を、ポリドール・ヴァーシルの『イギリス史』初め何冊かの歴史書、ダール初めルートランド伯やランドルフ卿といったイギリスの外交官、それにポーランド使節歓迎に派遣されたときに知り合ったダクスの司教でリルの修道院長シル・ド・ノアイユ、⁽⁷⁾ といったフランスの駐英大使から得ていただけであった。しかし『方法論』『マレストロワ氏への反論』『国家論』の著者としての名声と、女王の婚約者の顧問としての政治的重要性をおびて一年間滞在した今度は、広く多くの者と知り合っただけでイギリスの政治についての知識を得ることができたし、自分の眼でイギリスの政治を観察できた。彼は宮廷と議会に出入りし、エリザベスとその顧問たちと親しくなった。エリザベスとその顧問たちに政策の助言までしている。枢密院で聖者の誉たかきイエズス会士カンピオンと伝道司祭たちの処刑の問題が議論されていたときに、彼は暴力で強制すればますます手に負えなくなるとして寛容政策をとるように助言した⁽⁸⁾——助言のいかなく、彼らは八一年二月一日に処刑されたが、議会が論ずることを禁止した後継者問題についても助言し、連合の条約を結んでジェイムズを王位継承者にし、レノックス伯チャールズ・スチュアートの娘アラベラと結婚させることよって、イングランドとスコットランド関係に平和を回復するように述べた。⁽⁹⁾ 宮廷には駐仏大使から訴願審査官になっていた彼の友人ダールもおり、ダールとも付き合っている。⁽¹⁰⁾ またロンドン到着後すぐから議会を訪れ、二月二三日には議会の謁見室で、エリザベスの寵愛をうけ、当時海軍増強に尽力していた偉

大な数学者で応用科学者、より正確には魔術師、占星術師、錬金術師のジョン・ディーと知り合った⁽¹¹⁾。議会ではその同意なしには課税がなされないのを見たし、また議会をしぼしば開くことが貴族間の党派争いを抑制するのに有効なことを確認した⁽¹²⁾。彼はまたスペインの大使メンドサ⁽¹³⁾、それに非常に親しくなったフランスの大使ラ・モーヴィシエールの領主ミシエル・ド・カステルノー⁽¹⁴⁾とも付き合っており、彼らからもイギリスの政治についての知識を得ただろう。それに彼は『国家論』がロンドンの貴族の間やケンブリッジ大学で広く読まれているのを見出した——フランス語のためあまり理解されていないと考えた⁽¹⁵⁾。当時イギリス、とくにエリザベスの人材を提供したケンブリッジでは、政治理論の考察にフランスの影響を多分にうけており、『国家論』は《政治的知恵の百科全書》としてではやされていた。ケンブリッジで『国家論』が流行していたことは、ケンブリッジで実際にボダンと会って称賛されたことを自慢している、トリニティ・カレッジの特別研究員ガブリエル・ハーヴェイによっても確認されている。《ボダンの『国家論』やル・ロワのアリストテレス『政治学』の解説……に通ずることなしには（十中八九）学問研究に入れないでし⁽¹⁶⁾》⁽¹⁷⁾。イギリスの政治について広く多くの者から学び、自分で観察した結果、イギリスの国政については、ボダンは『国家論』で述べたことが正しかったと確認した。当時イギリスでは、イギリスの国政は混合君主政だと一般に考えられていた。イギリスの国政は古来純粋な君主政ではなくて議会制君主政であり、最高の権力は常に君主だけではなくて《議会における君主》に属してきた。その代表的著作はケンブリッジのローマ法教授で、エリザベスの駐仏大使、国務卿を歴任した政治家トマス・スミスの『イギリス国家論』（一五八三年。書かれたのは六五年⁽¹⁸⁾）である。彼によれば《国家や統治は一般にほとんどすべて単一ではなくて混合であり》⁽¹⁹⁾、イギリスがその典型である。《イギリス王国の最高で絶対的な権力は議会に属している》⁽²⁰⁾。ここで議会とは政治体全体を代表する《議会における君主》のことであり、その権限は、《同様に絶対的権力をもつ》君主のみに属する外交権、宣戦布告・講和締結権、貨幣鑄造権、恩赦権、聖・俗

高官の任免権を除いたすべてである。《議会は古い法律を廃止して新しい法律を作り、過去と将来のことを決定し、私人の権利と所有を変え、庶子を嫡出とし、宗教の形態を決定し、度量を変更し、王位継承の形態を決定し、まだ法律がなくて問題ある権利を確定し、御用金、人頭税、土地税、付加税を決め、大部分自由赦免と免罪を与え、最高裁判所としての名声と名譽を回復し、君主が訴追する者を罰したり赦免する。要するにかつてローマの百人委員会や護民官がやっていたことのすべてであり、それと同じことを王国全体、頭と体双方の権力を代表してもつイギリス議会がなすのである。何故ならイギリス人がすべて、国王（王であれ女王であれ）から最下層の者に到るまで、業績、身分、地位、資格に拘わりなく、本人であれ代理人によつてであれ、そこに出席しているとみなされるからである。そして議会の同意はすべての者の同意とみなされるのである》²² それに対して、モナルコマキはポリドール・ヴァージルを主要な典拠にして、イギリスの国政は戴冠憲章を發布したヘンリー一世の時代以前から変わることなく、理想的な議会による制限君主政だとした。オトマンはイギリスでは古来変わることなく、《国家の正しい統治や維持に関することはすべて王国評議会にかけられ、しかもたとえ君主や人民がどんな決定や判決を命じようと、王国評議会によつて同じ仕方で承認されない限りまったく何の拘束力ももたない》と論じた。²³ ベーズはエリザベスに遠慮がちに、《統治権は大部分イギリス人が呼ぶ所の議会の同意に基づいている》と述べてエリザベスの統治の安定さを称賛した。²⁴ デュプレシIIモルネとランゲは《イギリスとスコットランドでは主権 (summa rerum) は通常毎年開かれる議会の属している。……その権威はいったん批准されたことを王が撤回するのは不正だとされるほど神聖である》と述べた。²⁵

ボダンはイギリスの国政をこうした混合君主政や制限君主政とする見方を批判し、フランス同様純粋な君主政だとした。確かにイギリスの議会はスウェーデン、デンマークの北方諸国やポーランド同様、フランスの三部会よりもはる

かに定期的に開かれ、広範に内政・外政に関与し、広範な権限をもっている⁽²⁶⁾。特に彼を驚かせたのは、議会在がヘンリー八世以来の王位継承やメアリー・テューダー、エリザベスの結婚にまで関与し、六六年にはエリザベスに王位継承者を決定するように圧力をかけたことである——オックスフォード大学は六六年にエリザベス列席の討論会で選挙王政の方を良しとする結論まで出した⁽²⁷⁾。しかし議会の決定はフランスの三部会同様あくまでも喫願で、その採否は君主の意志次第であり、従つて命令権は君主にのみ属している。このことは、君主の召集なしには議会は開けないことに明らかである。《實際諸身分は喫願や請願によつてしか行動できない。……その決議はすべて君主の意志なしには何の効果ももたず、要求は無駄になる。……イギリスの諸身分はわが王国やスペイン同様、君主の特許状や明確な命令書によつてのみ開かれるのであり、このことは諸身分が何事も言明し、命令し、決定する権限を一切もつてないことを十分に示している》⁽²⁸⁾。事実ヘンリー八世は議会の決定に反しても自由に命令を出し、法律を決定していた。また議会は⁽²⁹⁾大憲章によつて課税への同意権をもっているが、君主は緊急の場合には議会の同意を必要とせず、そしてヘンリー一世以来議会の同意は慣例となつており、エリザベスも七〇年に同意をとりつけた。それに議会をしばしば召集して人民の同意をとりつけることは、決して君主の権力を弱めるものではなく、その反対に党派をなくし、君主の権力を強化するものである⁽³⁰⁾。イギリスの議会は更に王令や条約の登録権と建言権をもち、枢密院は反逆罪に対する上級裁判権をもっているが、これはパリ高等法院と同じである。かくして《主権は分割なしに全部イギリス王に属しており》、イギリスの国政はフランス同様《純粋な君主政》である⁽³¹⁾。このようにボダンはいギリスの国政を明らかにフランスに引きつけてきて、君主と議会（フランスの三部会とパリ高等法院を一緒にしたもの）を分断し、純粋な君主政とした。これは大陸でローマ法を学び、反宗教改革十字軍に危機感をもつて、エリザベスの王権強化に尽力していた外交官から知識を得たことにもよるが、何よりも彼の不可分な立法主権論による。主権の不可分から《議会における君主》主権の混合君主政

などありえず（それは議會と君主の主権をめぐる内乱状態しか意味しない）、モナルコマキのように議會主権の貴族政とみる
 ことが誤まりなら必然的に君主主権の君主政でなければならなかつた。

イギリスの国政については『国家論』で述べていたことを確認したが、しかし『国家論』で称賛していたイギリスの
 統治に対しては、ボダンは批判的になつた。とくにメアリーの扱いと彼の助言のいかなく処刑されたカンピオンの扱
 いを批判し、こうした不寛容政策の故にイギリスは内部での反乱と外部からの介入を招き続けるだろうと判断した。
 それだけではなく、ボダンはさらにフランスと自分の利益のためにメアリーに接近し、メンドサヤカステルノーと接
 触して反宗教改革の反イギリスの陰謀に関係してゆくことになる。ラテン語版の『国家論』で、彼は『温厚で温和な女
 王』エリザベスを称賛していた箇所をすべて削除し、代つてただその捕囚の事実だけを述べていたメアリーを『最も
 高貴な女王スコットランドのメアリー』、『最も光輝ある女王メアリー』と称賛し、彼女の早期解放と復位を主張し
 た。⁽³³⁾これは反宗教改革の勢力への接近を意味せず、この法皇嫌いでスペイン嫌い、むしろスペイン恐怖症の男はそれ
 と同時に、イギリスに頼りながら反スペイン闘争を企ててゆく。フランスの敵は伝統的にスペインとイギリスであり、⁽³⁴⁾
 この『フランスを取巻く強力な諸国民』の弱体化こそが、フランスにかつての国際政治における栄光をもたら
 し、相対的に優位したヨーロッパ諸勢力のバランスという名譽をもたらずのである。⁽³⁵⁾それにこれらフランス国民共
 通の敵に対する対外政策に乗り出すことこそ、宗教戦争の最も有効な解決策ではないか。事実六二年にイギリスがコン
 デとの密約によつてル・アーヴルを占領したとき、国民は宗教の別なく反イギリスの共同戦線をはり、第一次宗教戦
 争は終結したではないか。⁽³⁶⁾しかし反イギリス闘争には反宗教改革の勢力に頼り、反スペイン闘争にはイギリスに頼ら
 ざるをえないことは、国際政治から引退したフランスにかつての栄光をもたらそうとする者がなめざるをえない苦澁
 であつた。その焦点はボダンは国際政治を学んだイタリアではなくて、ネーデルラントであつた。

王弟フランソワの一行は八二年二月一日にイギリスを立つて、ネーデルラントに向つた。一行はエリザベス初め多くの廷臣にカンタベリーまで見送られ、そしてサンドウィッチから女王の三隻の軍艦でネーデルラントに向かい、二月一〇日にフリシンゲンに着いてアントワープに滞在した。王弟フランソワは三月一日にアントワープの議会で誓約して正式に王になったが、しかしユトレヒトとヘルデルラントはそれを認めず、政治の実権はオラニエ公が握つたままであつた。そしてアントワープを支配するカルヴィニスト過激派からは、疑惑の眼で敵対的に扱われていた。アントワープ到着直後にオラニエ公が重傷を負う暗殺の企てがなされたが、この事件の責任は王弟にあるのではないかと疑われた。また三月一五日に王弟の要求によつてアントワープの一つの教会がカトリックに帰されたが、これがまた疑惑の種であつた。カルヴィニストの圧力によつて市当局は四月一日に、ミサに出る者に「スペイン王とその同盟者すべてを拒否する」誓約を義務づけた。その際王弟は、ポダンの助言によつて、反宗教改革の勢力を拒否するだけでなく「それと同時に新王に忠誠を尽くす」誓約を義務づけ、それをカトリックだけでなくカルヴィニストの牧師と指導的俗人にも要求し、彼らが信仰の自由を守るように要求した。³⁸⁷このポダンの助言は王弟の權威の強化と宗教的寛容の実現をねらつたものであるが、もちろん王弟のネーデルラントにおける状態の改善には何ら役立たなかつた。政治的に無力で、孤立した状態を改善する道は、軍隊を起こして反スペイン闘争を始めることである。しかし反スペイン闘争を起こそうにも、わずかに四、五千の自分の軍隊に金を払うことさえ不如意のあり様で金がなく、派手な外観のみ求める新王の若者はお祭り騒ぎで無駄に日を送つていた。フランス王家からの援助は期待できず、頼みはイギリスの援助だけであつた——エリザベスはまだ少くとも結婚解約金の残り五万ポンドを支払う義務があるではないか。イギリスの援助を期待してポダンは三月五日にウォルシンガムに宛てて、彼の主人はお祭り騒ぎばかりしているが、心からスペインと闘う意志をもっているのだと弁解し、そしてスペインの侵攻が間近く、それによつて彼の主人が敗北するだろうと

書き送った（文献目録二―2）。

《わが主君のために催されている競技、舞踏、祝宴については、それを全部見た人たちによって正確に全部あなたに報告されていることを知っていますので、書きません。しかしわが主君は享樂するために来たのではなく、本当に強力な敵と闘うために来たのです。私がイギリスで彼に、どんな征服王でも、たとえ他国民に選ばれて招かれた王であろうと、十分強力な軍隊なしにうまくいった例は今だかつてないことを述べたのはそのためです。何故なら敵がすぐに諸都市を包囲し、無防備の地方を蹂躪し、支配下に収め、臣民が忠誠心を抱くようになる前に新王に対する反乱をそそのかすことは疑いなくからず。そして彼が非常に強力な敵に立ち向わねばならなくなれば、どんなに大胆で勇敢でも、彼が敵の手中から逃がれることは困難でしょうし、敵の方は勝利の代償としてほんの数人のアルバニア人の無頼漢を失うだけでしょ。》

イギリスの援助に頼りながら反スペイン闘争を企てている間にも、ポダンはそれと同時に、反宗教改革の勢力に頼りながら反イギリスの陰謀に関与していた。ネーデルラントで野心を遂げようと狙っていたレスタター伯のスパイ、ハールは、八二年三月三日にアントワープから彼の主人に次のように書き送った。《ポダンはここアントワープでこの三日間公然と、六ヶ月以内に我々が宗教の故に外戦と内戦に見舞われるだろうと断言しています。》³⁸その二日後、ポダン自らウォルシンガムに警告した（文献目録二―2）。《私はあなたの国の幸福と安全に心から気を配っておりますので、結果は神にお任せするとしても、あなたの国の維持に今まで以上に気を付けるようにお願いします。何故なら今までにもあったように、不可避的な危険が近づいているからです。手遅れにならないうちにそれに注意するようかざねてお願いします。》これはスコットランドのレノックス公の陰謀のことを述べているのであろうか。この陰謀はメアリーの復位、ジェイムズの改宗をめざして、レノックス公を中心にメンドサヤカステルノーが関係し、この年の五月のフランスでの会議あたりで具体化した。事実ポダンはレノックス公の陰謀を知っていたし、それに関係していた。八三年一月六日にイギリスのスパイ、ダネットはポダんに説得されてレノックス公の陰謀は成功の見込みがないとウ

オルシンガムに報告した。レノックス公に關して話をした人たちのなかで一人の者はこう考えています。確かに多くの貴族がレノックス公に味方し、教会も味方しているが、しかしそれでもほんの少数しか説得できません。また外国の援助、とくにフランスからの援助については、たかがしれたものだろう。これがジャン・ボダン氏の判断です。彼は最近こうしたことについて私と少し話をし、そしてわが女王がずっと以前にラ・モート・フェヌロンの、彼女の国と国土に対する愛情を理解したことを心から称賛して話しました。彼の言う所によれば、それでラ・モートはスコットランドで始まった紛争解決のためにスコットランドに渡ることを許されたということとす⁽³⁹⁾ところが、その二週間後にダネットはボダンの二枚舌に憤って次のように報告した。《……フランス人は非常に深くわが女王を愛していますので、フランスからレノックス公に援助がなされることはあるまいとしばしば確信していました。ところが私をそのようにまったく確信させた男こそが、私とその「一部」をあなたに送りました手紙〔横取りしたメアリー宛ての手紙〕を書いた張本人だったのです。……この男こそ「ジョン」・ボダン（John Bodin）です。》そしてボダンがメアリーから、《彼女のフランスにおける顧問》の職だと思われる《彼自身の出世のための何らかの重職》を期待していると報告して⁽⁴⁰⁾いる。

ボダンはフランスに帰って、メアリーから政治生活を期待しながらラテン語版の『国家論』の完成と子供の教育に専念していた時期にも、反イギリスの陰謀に關係し続けた。八五年九月三〇日にボダンはメアリーに肩入れしすぎて駐英大使の職を解任され、ジョルダンノ・ブルーノを伴なって帰国したばかりのカステルノーに宛てて、エリザベスが一年半後に死に、代つてメアリーが即位することを予言した（文獻目録二一七）。

《もしフランスにスコットランドに対する名譽ある責務があるのなら、あなたがそれを果たされるように祈ります——あなたならすぐに引き受けて、立派に果たされるでしょう。何故ならあなたが私もそう望んでいるように、目を付けられていないことを私は

よく知っていますし、また失ったばかりの肩書をもっていたのですから——。それであなたが私同様私たちのかわいそうな囚われの女王に対して常に抱いてきた——私はよく存じております——愛情をさらに強く持ち続けられるよう祈ります。というのはもう一八カ月しかなく、彼女を投獄した女が彼女にその地位を譲ることになるのでしょうから。その説明については、あなたはこれまで立派にやってこられましたし、これからも立派にやってゆかれるでしょう。ただ選んで選出し、任命する関係者の誰一人としてフランスの王杖や王冠に係してはならないので、従者には細心の注意を払われるようお願いします。》

そして、継子のニコラ・バイヤールを《スコットランド女王の書記官》に斡旋してくれるように依頼した。このエリザベスの死の予言は純粹に数の学による予言なのだろうか。男の厄年が六三才(9×7)であるのに対して、女の厄年は五四才(9×6)であり、一五三三年生まれのエリザベスは予言された八七年にそれを迎えるからである。それともバビントンの陰謀を知っていたのだろうか。このエリザベスを暗殺し、メアリーを即位させるといふ陰謀は小貴族の若者バビントン、司祭のバラード、パリ駐在のメアリーの代理モーガン、それにスペインやフランスの大使などが中心となり、翌年の六月頃に具体化した。ボダンがバビントンの陰謀を知っていたことはおおいにあり得る。ボダンはメアリーから自分と継子の政治生活を期待し、メアリーのグループと接触をもっていただけではなく、彼がイギリスを訪れたときエリザベスの宮廷におり、八五年にはフランスに来ていたバビントン、八六年に再びフランスに来ていたバラード、それにパリにいたモーガンを個人的に知りうる状況にあったのだから。事実ボダンは八六年に、バビントンの陰謀に関連して問題になっている。ウォルシンガムは当初からこの陰謀を知っていたし、彼自身スパイを送り込んで焚きつけていたが、七月に遂にメアリーが陰謀に関与したので、八月初めから関係者の逮捕を始めた。そして九月にイギリスの駐仏大使エドワード・スタップフォードは、ヴェニスに駐仏大使ジョヴァンニ・ドルフィンが九月一二日に本国に宛てた手紙によれば、アンリ三世に陰謀について報告し、関係者をかくまわないように要請し、そしてボダンの逮捕を要請した。《さらに大使は多くの本と国家に関する一冊の本を書いた文筆家ボダンの逮捕を要請しまし

た。嫌疑は彼が友人に宛てた何通かの手紙で、「八月二八日、イギリス女王最後の日」と日付けをつけていることである。彼からこの日付けの説明をもらいたいと求めています。《⁽⁴³⁾逮捕はできなかつたが、スタッフォードはポダンを秘密裏に取り調べた。九月二六日にスタッフォードはこうウォルシントンに報告している。《ポダンと同じ所に住んでいる者が私の友人に宛てた手紙の抜粋を送ります。私はその友人を使って秘密裏にポダンから、ずっと前に書きましたように、「彼が女王の死を八月二七日とした示唆をどこから得たか」を聞き出そうとしました。》⁽⁴³⁾現存するポダンの手紙にはここで述べられているような手紙はないが、ポダンがバビントンの陰謀を知っており、それに関係していたことは間違いないだろう。しかし彼がメアリーにかけていた期待は、この陰謀のためにメアリーが八七年二月に処刑されたことで裏切られた。

話をもとにもどすと、王弟フランソワは政治的に無力で、孤立した状態に不満や恐れをなして八三年一月一七日、聖アントニウスの寒い朝にクーデタを起こした。このクーデタは内部でのカトリック市民の蜂起を期待しながら、アントワープ初めテルモンデ、ガン、ブリュージュ、ニューポルトといったフランドルの諸都市を軍事的に占領しようとするものであり、その最初にして最重要の目標はアントワープであった。この《アントワープの騒動》については、ポダンがその直後に最も詳細に《多くの人々から聞き集めえたことをそのままに、しかも何ら感情を混じえずに》、ランの検事である義理の兄弟ニコラ・トルイヤールに書き送った（文献目録二—3⁽⁴⁴⁾）。前日の土曜日の夜に王弟の軍隊がアントワープに結集し、市民に非常な疑いを抱かせ始めた。そして問題の一七日の朝、王弟は暗殺の傷のためまだ床についていたオラニエ公と市長を訪れて城外の自分の軍隊を閲兵する許可をとり、四〇〇の軍隊を率いて城門に向って行った。ところが突然守備隊を襲って城門を開け、それに呼応してフェルバック元帥とブルゴーニュの貴族ラ・ロ

シュポ率いる王弟の軍隊、六〇〇の騎兵と三〇〇〇の歩兵が、《町は占領した。ミサ万歳》と叫びながら乱入し、無秩序に略奪に走った。しかし彼らが期待したカトリック市民も味方するどころかただちに武装して反撃し、無秩序な軍隊はすぐに一万近くの武装した民衆に城門まで追いつめられ、数多く殺害され始めた。そのとき《非常に穏和な人物》オラニエ公が到着して殺害を止めるように訴えたが、それでも一六〇〇名が殺害され、うち二〇〇名は貴族であった。こうして、《アントワープの騒動》は王弟の惨胆たる敗北のうちに終った。王弟を必要とするオラニエ公は市参事会を召集して王弟と和解させようと努力したが、しかし彼もこの事件は王弟がスペインと共謀して起こしたものだと言信じた。カトリックの仲介によって王弟とフェリーペの娘の結婚話が進展し、協定が結ばれていたと言われていたし、またスペイン軍は王弟のクーデタの成功と同時に侵攻する体制を整えていたという話も広まっていた。王弟自身はこの事件の責任をすべて彼の軍隊指揮者に押しつけ、《この事件がド・ロシユポとド・フェルバックの過失によって起ったことを非常に残念に思う》とアントワープに書き送った。ボダンはこのクーデタを激しく批判し、彼の主人や顧問の背後にスペインがいることを認めたが、それでも彼の主人が自ら卒先して自分の栄光を埋葬する企てをなしたとは信じられなかった。クーデタ直後に義理の兄弟に宛てて、こう述べている（文献目録二一三）。

《わが主君がこれほど忌まわしい企てをなしたとは信じられません。非常な名譽に包まれているわが王にして主人を決して買いかぶるつもりはありませんが、きつと彼をそそのかした者たちが彼を信仰厚い者たちの敵にして、破壊させようとしたのに違いありません。私は彼に時折かなり卒直に、すべての神法と人間法に違反して姪（フェリーペの娘イサベラは王弟の妹エリザベートの娘である）を嫁ることは禍しかもたらさないだろうと述べました。》

二月九日のウォルシingham宛ての手紙でも、《恥ずかしくて私を赤面させる事件》に触れてこう述べている（文献目録二一四）。

《……話がつき次第、わが主君の職を辞して家族のもとに帰ろうと思っています。この前の騒動以来多くの者が我々に疑惑と激しい敵意を抱いていますので、わが主君が本当に安全だとは決して言えないと思われれます。この前の騒動の根は多くの人が考えているよりずっと深いのです。それはともかく、あの邪悪な助言がまったくひどく実行されたのに続いて、まったく訳の解らないことに、わが主君の顧問から市参事会に手紙が送られて事態はもっと悪くなりました。その手紙でわが主君は疑いをはらそうとすることか、逆に事実を認め、あのまったくひどい誤まりを他の者に押しつけ、もしくはあのまったく不名誉な冒険の名譽ある隠れミノを探しています。それでも私には、まったく立派な家柄の王子である私の主人が立派な行いの光と輝きを吹き消してしまいうようなことを命じたなどは信じられませんし、ましてやその事実を認めたなどは信じられません。》

そのウォルシンガム宛ての手紙に同封されたエリザベス女王宛ての手紙だと思われるものでは、彼はクーデタに対する王弟の責任を激しく批判しながら、クーデタの結果についてこう述べている（文献目録二—15）⁽⁴⁵⁾。

《片方の虚栄心と卑劣さ、他方の思慮深さと高潔さが解った。火繩銃、長剣、短剣は槍と斧槍なしには役立たないという軍事上の規則が解った。自由のなかで育った民衆は武器をとれば勇敢で大胆になることが解った。むりやり起こそうとすると、朝ほど人が狂暴になるときは解ないことが解った。フランス人が誠実で思慮深いという立派な評価を失って、虚栄心旺盛で卑劣で不実だという評判を得たことが解った。無内容な企ては決して成功しないことが解った。国家統治の実際をまったく知らない若者を信頼することとは、君主にとって危険だということが解った。そして何よりもスペインが両者をいがみ合わせて我々にこの血の悲劇を演じさせ、我々の高慢さと不名誉によって勝利し、我々の血と生命の犠牲のうえに利益と喜びをすべて得たことが解った。今後は神が我々の王子に良き忠告を与え給わんことを。》

しかしボダンは、この事件の真の原因はネーデルラントでは君主政をとることが不可能なのに、彼の主人がその王になろうとしたことにあると考え、義理の兄弟にこう述べている。

《私はこうした不幸な出来事を予測して、イギリス滞在中にサン・アルデゴンドとデ・ブリュノ〔両者とも王弟のネーデルラント

使節)に前もって、彼らの交渉は我々の王とネーデルラントの破滅をもたらすだろうと述べました。それは私が両国民の風俗習慣と体液の相異、それに自由の所有の仕方の相異を知っているからです。ネーデルラント国民は城砦を築いて決して自由を放棄しようとはせず、王の支配者となっています。何故なら、公権力を支配して自分の氣に入ることしか服従しない者は国家の支配者であり、かくして決して分割されえない主権が君主と臣民の間で分割されていることはまったく明らかだからです。これは国家の破滅をもたらします。完全自由を折半するより君主に委ねてしまう方が良いのですが、君主は強制力をもった人民の間であって人民の完全自由を減ずることができません。それにネーデルラントには貴族がもはやいない、あるいは非常に少数しかいなくて、議会で何の発言権も信頼もありません。どんな君主政体でも、貴族が君主と人民の間の主要なつなぎ目だというのに。』

ここで彼は主権が君主と人民の間で分割された状態についての考えを変えた。フランス語版の『国家論』ではその状態を実質的に民主政体になると考えていたが、ここでアナキーになると変え、ラテン語版の『国家論』でこのネーデルラントでの経験による見解の変更を明示した。⁽⁴⁶⁾

『フランス人の氣違沙汰』がほとんどテルモンデを一時的に占領しただけで失敗に終ると、王弟はフランドルを通つてフランスに逃げ帰り、ティエリ城で病の床についた。王弟を必要とするオラニエ公は議會を説得して再び招こうとするが、強硬な反対に会い失敗した。翌八四年の春に説得は成功するが、しかし今度はその交渉が成立する前に、ヴァロワ家最後の次期王位継承者王弟フランソワは衰弱の末に、ネーデルラント独立運動の統治者オラニエ公は暗殺によって同じ六月に死んでしまう。ボダンは『死の淵に立った三度目』の危険を免れ、他の王弟の従者とともにアントワープに取り残されていた。彼らはオラニエ公の尽力もあつて生命の危険はなかった。ボダンによれば、こうである(文献目録二—3)。『この町に残っている大部分わが主君の従者である三百名位のフランス人は、行為においても言葉においても侮辱されてはおらず、むしろその反対で穏やかに扱われました。私の方は宿屋の主人からだけではなく、私を訪れて慰め、援助を約束してくれた三人の弁護士、一人の財務官と二人の秘密官からも可能な限りでの礼儀正しい

扱いをうけたと言えます。『イギリスのスパイ、ダネットによれば、ボタンはこうである。《この前の「事件」以来ボタンはここにとり残されています。彼は自由をいくぶん制限されていますが、生命の危険はありません。》⁽⁴⁷⁾ ボタンはフランス人の暴挙に憤った民衆やスペインの危険がある陸路を避け、イギリス經由の海路でフランスに帰ろうと、イギリスのスパイ、ダネットを訪れたり、ウォルンガムに手紙を書いてその許可を求めていた。そして二月末にアントワープからカレー行ききの船に乗ったが、船は途中で嵐に会ってフリシンゲンに押しもどされ、ボタンはバスポートをもつていなかったので市当局に逮捕された。⁽⁴⁸⁾ 彼はこの《不慮の出来事で運命を生命で償う》危険を感じ、ラテン語版の『国家論』で、嵐といった偶然によって敵国に入った者も殺しても良いとするバルトロスの説を《不正で不法》だと激しく攻撃した。⁽⁴⁹⁾ こうした危険を経てようやくボタンはまる二年ぶりにランの家族のもとに帰り着き、メアリーから政治生活を期待しながら、ラテン語版の『国家論』の完成と子供の教育に専念した。八月一〇日には王弟からこの《二年來》の働きに対する報酬として王弟の司法長官の職を約束されたが、⁽⁵⁰⁾ しかし翌八四年六月一〇日にヴァロワ家最後の次期王位継承者王弟フランソワはティエリ城で消耗の果に死んでしまい、この辞令は空手形に終わった。

(1) この復職の最初の資料は、現在までのところ、ボタンがその法律顧問をしていたド・モワ公爵が一五八〇年二月三日に、ルーアンにいたボタンに宛てた手紙である(『ルーアン滞在中の王弟の訴願審査官、サン・タマンの領主殿』 Ponthieux, II-69, pp. 77-8 所収)。ボタンがルーアンにいたのは、明らかに後に述べる王弟フランソワの二回目のイギリス訪問の準備のためであり、このしばらく前から復職していたことが推測される。

(2) 全国議会が王弟を王に迎える条項と交渉については、Griffiths, Representative Government in Western Europe in the Sixteenth Century, pp. 492-504 参照。なおネーデルラント史一般については、栗原福也「ネーデルラント連邦共和国」(『岩波講座「世界歴史」一五巻所収』) P. Geyl, The Revolt of the Netherlands, London, 1932; E. H. Kossmann & A. F. Meilink (ed.), Texts concerning the Revolt of the Netherlands, Cambridge U. P., 1974 を参照した。

- (3) 以下イギリス史一般については、ニール、大野・大野訳『エリザベス女王』(『みまづ書房』)、A. F. Pollard, *The History of England from the Accession of Edward VI. to the Death of Elizabeth (1547-1603)*, London, 1910; J. B. Black, *The Reign of Elizabeth, 1558-1603*, Oxford, 1952; G. R. Elton, *England under the Tudors*, London, 1955; C. Wilson, *Queen Elizabeth and the Revolt of the Netherlands*, London, 1970 を参照した。
- (4) *Calendar of State Papers, Spanish, 1580-1586, (February 27, 1581)*.
- (5) Jean Hotman, *The Ambassador*, London, 1603, p. 62r (*De la charge et dignité de l'ambassadeur*, Paris, 1604, fols. 51v-52).
- ジャン・オトマンは確実にボダンと知り合っており、一五八二年にウインザーからボダンに宛てて『純形式的な手紙』を書いてくる (B. Reynolds, *Proponents of Limited Monarchy in Sixteenth Century France: Francois Hotman and Jean Bodin*, III-76, p. 107)°。このジャン・オトマンの証言をもとに広まった様々なエピソードについては、Bayle (III-7), p. XXXVI, n. R 参照。
- (6) *Mémoires de Monsieur le duc de Nevers*, cited in: S. Baldwin, *Jean Bodin and the League* (III-91), pp.165-6.
- (7) *République*, V, 1, p. 669. ボダンがイギリス大使からポーランド大使になったノアイユと知り合ったことについては、*Ibid.*, I, 9, p. 210; *Démonomanie*, II, 3, fol. 71v 参照。
- ボダンはまたノアイユ家の者とも知り合い、イギリス大使をしていたアントワリス・ド・ノアイユの外交文書を利用し、ヴェニス大使をしていたフランソワ・ド・ノアイユからも知識を得ている (*République*, I, 9, p. 209; VI, 5, p. 1007)°。
- (8) *De Republica*, IV, 7, p. 483.
- (9) *Ibid.*, VI, 5, p. 723.
- (10) *Ibid.*, V, 1, p. 507. ここでは南方人が欲情的で嫉妬深いことの例として、メンドサが礼拝に男女が同席するのは汚らわしいと述べたのに対し、ダールがイギリス人なら考えつきもしない、礼拝堂にまで欲情を持ち込むスペインの方がよっぽど汚らわしいと反論したことをあげている。
- (11) *The Private Diary of Dr. John Dee*, cited in: L. F. Dean, *Bodin's Methodus in England before 1625* (III-104), p. 161.
- (12) *De Republica*, III, 7, p. 346; IV, 5, p. 450.

- (13) メンドサはボダンを『非常な異端者』だとみていたが、フェリーベの命令でボダんに接近している。フェリーベは八一年一月一九日に、こうメンドサに命じている。『九月一七日と一〇月一日付けの手紙を受け取った。……ボダんに関する返答はすぐに送る。とにかく彼を手中に収めるように。』(Baldwin, II-91, p. 170 所収) これに関係した文書は未だ発見されておらず、ボダンはメンドサにどう対応したのか解らないが——ボダンはスペイン嫌い、むしろスペイン恐怖症であり、注(10)で示したようにメンドサを軽くあしらっていることから、ボダンの方から接近したとは考えられない——、とにかく付き合っている。
- (14) ボダンはメアリーののために尽力していたカステルノーとともに、メアリーののための陰謀に加わってゆくが、個人的に親しくしていたことについては、妻をなくしたカステルノーを慰めた手紙(文獻目録二—9)参照。
- (15) De Republica, epistola.
- (16) G. L. Mosse, *The Influence of Jean Bodin's République on English Political Thought* (III-114); J. H. M. Salmon, *The French Religious Wars in English Political Thought* (III-139), ch. 2 参照。
- (17) ボダンはこうした政治関係以外にも、イギリスの気候が海に近いためにフランスよりも温暖で、家畜を小屋の外で飼っているのを見、北極から送られてきた白熊と白カラスを見、そしてロンドン、ナザレ修道院の精神病院で満月の日に患者を打つ治療を見て、(De Republica, V, 1, p. 497, *Theatrum naturae*, II, p. 159; III, pp. 366, 373; V, p. 612)。
- (18) 以下 Sir Thomas Smith (ed. by L. Alston), *De Republica Anglorum*, Cambridge U. P., 1906 を用いる。
トマス・スミスの主権論はボダンのそれと非常によく似ているとされ、スミスが六二年から六六年まで駐仏大使で、トゥールーズでの病氣療養中の六五年にその著作を書いたことと相俟って、ボダンの個人的関係やボダンの著作との関係が探し求められた(例えば、F・ポロック、J・ハチェック、J・L・ブラウン、G・L・モスなどによつて)。しかし、スミスが政治生活に入る以前のボダンと知り合つた可能性も、ボダンの主権論の論文や出版以前の『方法論』を読んだ可能性もまずないし、そもそも両者を関係づけようとする努力自体両者の主権論の誤解に基づいてゐる。
- (19) *Ibid.*, I, 6, p. 14.
- (20) *Ibid.*, II, 1, p. 48.
- (21) *Ibid.*, II, 3, pp. 58-62.
- (22) *Ibid.*, II, 1, p. 49.
- (23) *Francogallia*, X (XII), pp. 304-7.

- (24) Du droit des magistrats, VI, p. 33.
- (25) Vindiciae contra tyrannos, III, pp. 100-1.
- (26) République, I, 8, p. 139; IV, 6, p. 619.
- (27) Ibid., I, 8, pp. 139, 159; II, 3, pp. 280-1; VI, 5, pp. 973, 981-2.
- (28) Ibid., I, 8, p. 139.
- (29) Ibid., I, 8, p. 140.
- (30) Ibid., I, 8, p. 141; III, 7, p. 501; IV, 5, p. 610.
- (31) Ibid., I, 8, pp. 140-1, 147.
- (32) Ibid., I, 8, p. 141; II, 1, p. 263.
- (33) Ibid., II, 5, p. 312; V, 1, p. 697; V, 6, p. 789; VI, 2, p. 863. De Republica, II, 5, pp. 216-7; IV, 2, p. 409; VI, 5, p. 743.
- (34) République, I, 9, p. 210.
- (35) Ibid., V, 6, pp. 794-9.
- (36) Ibid., V, 5, pp. 760-1: 《国家を維持し、叛逆、反乱、内戦を防ぎ、臣民間の深い友愛を維持する最良の方法は、共通の敵をもつことである。……わが王国にも例があり、それは非常な危機に直面した一五六二年のことである。イギリスがフランスに足場をえてル・アーヴル・ド・グラーヌを占領すると、すぐに共通の敵に立ち向うために内戦は終結し、臣民は和解した。それを知つてイギリス人は、フランス人が互いに闘つて完全に滅亡し、困難や何の抵抗もなしに王国を侵略できるようになるまで待つことにした。……敵に対して戦闘状態にない限り、臣民間の平和と友愛を維持することは非常に困難であり、ほとんど不可能である。》
- (37) Baldwin (III-91), pp. 167-8.
- (38) Calendar of State Papers, Foreign, 1581-1582, No. 574.
- (39) Calendar of State Papers, Foreign, 1583, No. 12. ボダンはレノックス公の陰謀のためにスコットランドに渡ることをまで望んでいたのだろうか。
- (40) Ibid., No. 47.
- (41) République, IV, 2, pp. 565-6.

- (42) *Calendar of State Papers, Venetian, 1581-1591, No. 407.*
- (43) *Calendar of State Papers, Foreign, 1586-1588, No. 94.*
- (44) この手紙は、メルギーのフカデミンのもの(二—3.1)とシヨヴァレのもの(二—3.2)では、日付け(前者では一月二一日、後者では一月二三日)やその他の解説に少し違いがあるが、ここではより多く解説しているという理由でおもに前者に拠った。
- (45) この手紙は、ポダンがエリザベスの怒りをおもに依頼したので直接エリザベスに送れず、二月九日のウォルシンガム宛ての手紙に同封してウォルシンガムに彼女に見せるよう暗に依頼した手紙であらう(文献目録二—4参照)。
- (46) *République, II, 1, p. 255; VI, 4, p. 965. De Republica, pp. 176, 712.*
- (47) *Calendar of State Papers, Foreign, 1583, No. 47.*
- (48) *Ibid., No. 138 (Danetti to Walsingham, February 24, 1583).*
- (49) *De Republica, V, 6, p. 620.*
- (50) ポダンを対する辞令(Ponthieux, III-69, p. 63 所収)。